

## 大正十一（一九二二）年における大学入学者選抜の統一化

所澤 潤

### 一、問題の所在と課題

#### 二、決定の経過

帝国大学総長会議における協議決定事項

東京帝国大学評議会による学部通則改正

高等学校長会議からの希望事項

東京帝国大学評議会での審議と学部通則改正

高等学校の希望事項変更

「大学入学ニ関スル件」通牒

「大学入学ニ関スル件」訂正通牒

その後の東京帝国大学学部通則改正

#### 三、決定以前と以後

(一) 手続き・日程上に関する統一事項

(二) 選抜方法に関する統一事項

(イ) 入学資格関係

(ロ) 入学者決定方法

(三) 大学側の意向で完全には実現しなかった高等学校長会議の希

望事項

#### 四、考察

### 一、問題の所在と課題

今日、入学の難易に関わって暗黙に存在している一大学を頂点とした階層は、新制大学誕生以後に生れたものではなく、旧制時代の階層構造が生き残っているものといつてよいであろう。

新制の東京大学は、旧制の東京大学（昭和二十二（一九四七）年九月までは東京帝国大学）が、旧制第一高等学校、旧制東京高等学校を吸収合併して成立したものである。両高等学校は、高等学校中の入学の最難関であった（東京高等学校は七年制であったが、一般の中学校に相当する尋常科への入学も最難関の一つであった）。従つて、新制東京大学の入学の難易は、両校の状況を承継いだといえる。しかしまた、旧制の東京帝国大学は、江戸時代に起源を持ち、特に明治十九（一八八六）年以降は学校制度の頂点に位置し続けた大学で、明治三十（一八九七）年以降、制度上同格の他の帝国大学が設けられるようになってからは、次第にその規模と入学の難関と

いう面で頂点の座を維持するようになってきた。新制東京大学の入学の難易はまた、こちらの状況を承け継いだことも確かであろう。筆者は、本稿で、大正十一（一九二二）年になされた、帝国大学の入学者選抜の統一化に焦点を当てる。右の二つの流れでいえば、これは、一大学に頂点がある現状の淵源を旧制大学の入学者選抜の方に探って行くものである。

昭和十年頃、一部の大学、学部への進学競争が激化し、入学難と呼べる状況が存在していたが、それは、入学希望者の絶対数が総定員をはるかに上回っていた高等学校の入学難とは全く様相の異なるものであった。高等学校卒業生の大学浪人、所謂「白線浪人」が数多くいたにも拘らず、高等学校の卒業生総数が帝国大学・官立大学の総募集定員を下回っていたのである。一部の大学や学部で定員過剰となる一方で、高校卒業者の定員割れが起こっている帝国大学の学部や官立大学（単科）も数多くあった。<sup>1)</sup> 東京帝国大学の場合で見ると、高等学校卒業の入学志願者が募集定員以下の場合、無試験入学とすることが前提となっており、多くの学部学科で入学試験が施行されてはいても、文学部、理学部、農学部では学科により無試験で入学できることもかなりあったのである。

では、東京帝国大学に入学志願者が集中するような状況が、規模は小さくても、京都帝国大学が学生を入学させ始めた明治三十年からあったのか、という点と決してそうではなかったらしい。受験生の進学の動態がどのようなものであったのかは、現在のところ明らかにされていないが、制度の面から見て、東京帝国大学の下に京都帝国大学

が位置するような状況は生じ得なかったのではないかと思われる。<sup>2)</sup> もともと、高等学校大学予科（高等学校高等科の前身）卒業者は帝国大学入学を志願すれば、原則として無選抜で入学できることとなっていた。この志願者に対して帝国大学入学のための選抜が初めて行われたのは、遅くとも明治三十二（一八九九）年であった。<sup>3)</sup> しかし、入学者選抜は以後毎年行われたわけではなかったし、また、大正期にいたるまで、各帝国大学の一部の分科大学（大正八（一九一九）年から学部となる）では、入学者選抜の結果で入学不許可となっても翌年は無選抜で優先的に入学することが出来た。<sup>4)</sup> 多くの場合、入学者選抜は分科大学単位ではなく、学科単位で行われ、第二志望以下を指定できる場合も、入学できるのはその学科に欠員があった場合に限られていた。入学者選抜が施行されるようになってからも、しばらくの間は、今日われわれが通常に考える入学試験とはかなり異なった方法が実行されていたのである。

（補注）

筆者は、別稿「東京帝国大学入学選抜における、翌年度入学の「先入権」制度」（『東京大学史紀要』第七号、一九八九年、東京大学史料室発行）において、明治三十二年の競争試験（高等学校大学予科卒業生を対象にした入学者選抜試験）では受験者全員が入学していることと、また明治三十三年には競争試験が行われたことが確認できないことから、試験結果で入学できなかった者が出たのは明治三十五（一九〇二）年ではないかと推定した。しかし、その後の調査で、明治三十三（一九〇〇）年九月八日等の『官報』に競争試験広告を発見したので、さらに遡れる可能性が高い。また明治三十年に初めて競争試験が行われたと指摘している

本もあるが筆者はまだその事実を確認できていない(注(3)参照)。

このような方法においても勿論入学競争は生じていたはずだが、大学が複数あったにしても、大学間で入学の難易による序列が形成されたとは考えにくい。というのは、仮に入学者に点数によるなんらかの順位を付けることができたとしても、最低点は選抜によって決定されるのではなく、むしろ不合格者の翌年の無試験入学で決定されたり、単に最低点の志願者がどの大学を志望したかということだけで決定されるからである。そして、当然のことだが、同じ分科大学(学部)中でも学科ごとの入学者の最低点も異なっていた。

昭和十年頃の、東京帝国大学に志望が集中するような状況の背景には、大正七(一九一八)年十二月の高等学校令改正以来、高等学校が陸続と増設され、呼応して帝国大学・官立大学が増設されたことがあった。状況と背景とを因果関係という目で見れば、増設の結果、志望の集中が生じたと考えられる。即ち、大学入学の有資格者が飛躍的に増加し、東京帝国大学に入学したくてもできない者の絶対数が増加したため、不合格者が際立つようになり、それが難関を目指したい学生を呼び寄せ、更に一大学への志望が突出するようになったと捉えるのである。

高等学校制度の改正は、丁度时期的にも、明治期と昭和期の中間辺りにあるので、こういうふうな因果関係として捉えても、あまり反論は出されないであろう。しかし、このように因果関係を見ることは、筆者にはあまり生産的ではないように思われる。高等教育の機会の増大は社会の発展の必然的ともいえる結果であるので、これ

では、東京帝国大学に志望が集中したのも不可避な帰結だ、というふうになってしまい、それとは異なった秩序を模索する上での示唆が少ないからである。

筆者は、状況が別な方向へ発展して行くことはできなかったか、という方向に原因を探って行けないかと考えている。それは、例えば東京帝国大学に志望が集中しない、頂点のない秩序に進むことはできなかったか、あるいは頂点ができるにしても、複数の大学に頂点が併存するような可能性はなかったか、という方向である。そのためには、高等学校の増設、それに続く入学志願者の増加という原因が、どのように東京帝国大学への入学志願者の集中へと帰結したのか、また別の原因を挙げるならばどのような事象が妥当か、ということに踏込んで行かねばならない。

筆者は、大学の入学者選抜の沿革を調査していて、その方向へ探って行くための有力な手掛りとなりそうな、大正十一年の入学者選抜の統一化に行き当たった。新制度の高等学校高等科が初めて卒業生を送り出す際に、大学入学者選抜制度について、東京、京都、九州及び東北の四帝国大学と高等学校校長会議で協議が行われ、従来の大学入学者選抜制度が変更され、選抜方法、日程、手続き等においてかなりの統一化がなされたのである。しかもそれは、数年間の内に多少変更が加わるものの、昭和十七(一九四二)年まで約二十年にわたって基本的に存続することになる。

この改革について、『東京大学百年史』は、断片的に次のように紹介している。

新制度の高等学校卒業者が大学入学をむかえる大正十一年（一九二二）の入試を前に、評議会では十年九月二十日、高等学校卒業者の大学入学に関する件について、次のような内容の可決を行った。

- (一) 入学願書提出締切期日を二月十五日とする。
- (二) 締切期日後の入学志願者数が定員を超過した場合は文科的学部は高等学校文科卒業者を、理科的学部では理科卒業者に先入権を与える。また先入権者が定員を超過した場合には選抜試験を行うこととし、先入権者を収容しても尚欠員のあるときにはそれ以外の志願者について選抜試験を行う。締切日を過ぎても欠員のあるときは第二締切日（四月二十日）迄入学願書を受理する。
- (三) 他の大学や他の学部の選抜試験で不合格の者でも欠員があれば入学を認める。
- (四) 同じ学部内で学科に志望順位をつけて、複数の学科を併せて志望することについては医、工、理、農、経済の各学部は認め、法、文の二学部はその必要を認めなかった。
- (五) 選抜試験科目はなるべく多くしてもらいたいという文部省よりの照会に対しては前向きに取り組みはするが学部によっては実行されにくい。
- (六) 選抜試験科目は学部長より高等学校長に宛て三月五日までに通知する。
- (七) 該年度高等学校卒業生の入学願書は第一締切に限り高等学校を経由して提出しなければ受けつけない。

右の東京帝国大学評議会決定は、しかし、この時点で行われた入学者選抜に関する決定過程のほんの一段階であり、概ねこの通りとなつたとはいえ、本稿でこれから示すように幾つかの点で更にその

後修正が加えられた。大正九（一九二〇）年から十一年にかけて、帝国大学総長会議、高等学校長会議、東京帝国大学評議会で、そして恐らくは他帝国大学の評議会でも協議が行われ、最終的に大正十一年二月一日と十七日の文部省専門学務局長の通牒で確定するに到るのである。

到達した決定は、入学者選抜史の研究上、少なくとも二つの意味で注目しなければならぬものである。

第一に、最終的な決定は、その後の東京帝国大学と高等学校高等科との間の進学を媒介とした接点の在り方のみに止まらず、少なくとも四帝国大学と、全高等学校及び大学附属の大学予科との接点を決定したものであったことである。そして、まだ筆者は資料で確認するに到ってはいないが、更に陸続と新設される官立大学も多くの点でこれに則って入学試験を施行したのではないかと想像されるのである。しかし、その想像が当たっていなくても、当時の帝国大学が、学生数の上で大学教育全体に大きな割合を占めていたことを考えると、その意味だけでも新しい時代を画した決定であったといつてよいだろう。

第二に、この決定により、大学入学者選抜が様変わりしたことがある。決して、新制度高等学校卒業生の受け入れに対応しただけのものでなく、また従来実行されていたことを単に成文化したのもなかつたのである。しかも、それ以後間もなく、激しい入学競争が顕在化したのではないかと思われるので、決定された内容が入学競争の激化をかなりの蓋然性をもって生じさせたということが筆者

に予想される。もし、入学競争の激化の原因として探って行くならば、決定された内容の中から、入学者の選抜を各大学殆ど同一期日の試験に一本化させて競争性を高めたという事項が、非常に有力なものとして浮び上がって来る。そこで、それらを原因と捉えるならば、進学可能者の増加という状況の中で、それらが競争を極端な方向へ進めたと見ることになる。それはまた、この時に競争性を高めなければ、一大学を頂点とした秩序とは別な可能性が開けたのではないか、という考えにも繋がるものである。

この改正は、右の二つの意味において重要なものと考えられるが、従来、その存在自体さえ全く忘れられていた。実際、右に述べたように『東京大学百年史』でさえも、東京帝国大学に限られた決定だと捉え、四帝国大学のみならず官立大学全体にも及ぼうという決定であったことは見落していた。従って、この決定を、大学の入学者選抜の歴史における時代区分として捉えた研究で、公刊されたものは従来全くないのである。時代区分（時代区分）に関する研究で公刊されているものは、佐々木享による研究のみであるが、同研究では、時期区分を、大学令が施行され、官立大学、公立大学、私立大学の設置が認められた大正八年四月一日（大正七年十二月六日公布）の時点においている。本稿では、同日に施行（公布日も大学令と同じ）された新「高等学校令」による新制度高等学校から高等科卒業者が大正十一年の時点をとっているわけで、本稿で示すものとは捉え方が異なっている。

そこで研究の現状を踏まえて、本稿の課題は、第一に、この決定

の過程の基本的事実を一次資料に基づいて提示することとし、第二に、入学者選抜に関して多くの面で統一が成立したことを、前後の対比をとおして示すこととする。また、最後に、この決定と進学競争の激化との関係について触れ、両者を因果的観点から捉えることについて、若干の考察を加えることとする。

本稿で使用する一次資料は、当時の東京帝国大学の本部事務局の庶務関係の公文書である。通牒類の引用にあたっては、東京帝国大学に到達してから押印され、あるいは書加えられた部分は翻刻せず、それらが発せられた時の形のままで翻刻した。朱記等による訂正がある場合は訂正済のもののみをあげた。「」内は翻刻者において補った部分である。また、本文中で引用せずに典拠とした通牒類については、従来翻刻されたことのないものを本稿の末尾に資料として一括して付した。

なお、高等学校側の史料は、東京帝国大学の史料を補完するものとなるはずだが、現在のところ筆者は調査する機会を得ていない。

## 二、決定の経過

大正十一年に新制度の高等学校高等科卒業者が大学に進学するに先立ち、関係者による一連の会議が開かれ、また文部省から各大学に通牒が出された。評議会については東京帝国大学の分のみについて判明したので、それを含めて列挙すると次のようになる。

大正十(一九二二)年

一月十七日、 帝国大学総長会議(三日間)<sup>9)</sup>

一月二十五日、 東京帝国大学評議会

五月二十六日、 高等学校長会議(六日間)<sup>10)</sup>

九月二十日、 東京帝国大学評議会

十月四日、 東京帝国大学評議会

十月、 各帝国大学の書記官等、 参集<sup>11)</sup>

大正十一(一九二二)年

一月十日、 東京帝国大学評議会

一月三十日、 専門学務局長より総長宛通牒

二月一日、 「大学入学ニ関スル件」 通牒

二月十七日、 「大学入学ニ関スル件」 通牒(九州大学修正)

また、これらに関連して、各帝国大学では学内規則も改正された。ここでは、東京帝国大学の評議会での関連の学部(分科大学)通則改正の協議、及び関連の勅令・文部省令の改正を併せて一覧表として表1にあげる。

右に列挙した会議と通牒に関しては、以下に紹介する東京帝国大学の公文書中の記録により、最終決定に到るまでの経緯を、各会議の決定内容のレベルで辿ることが出来る。これから提示する資料は、各会議での決定内容に過ぎないともいえるが、まだ帝国大学総長会議、高等学校長会議の議事録が発見されていない現在では、それでも従来の欠を埋めるものである。また、これらの資料は、決定のプロセスを示しているわけでもあり、新制度高等学校の卒業者が出る

にあたって、高等学校長と各帝国大学とが、相互の接点である入学者選抜について、意見を交換し協議を重ねたことを知ることが出来る。それは、ここで達成される統一化の重みを予想させるものとなっているが、実際、前述のように約二十年に渡ってこれが大枠として生きて行くことになる。

一連の会議で決定された事項がどのような内容であったのかは、表2にまとめた。これは、各会議にのぼった全内容を一五項目に分けて列挙したものである。

以下に、この決定を記録した文書を引用しながら、決定の経過とその内容を辿って行く。

#### 帝国大学総長会議における協議決定事項

一連の会議は、まず、大正十年一月十七日からの帝国大学総長会議で始った。大正九(一九二〇)年度の『文部省年報』によれば、諮問事項の一つに「新高等学校令ニ依ル高等学校卒業生ノ大学ヘノ入学関係ヲ如何ニ定ムヘキヤ」があった。<sup>12)</sup>

会議で協議決定された事項は、東京大学事務局庶務部に残されている文書によれば次のようなものであった。総長会議の後、これらは東京帝国大学では評議会の協議に附される。京都・東北・九州の三帝国大学でも学内で協議されたものと思われるが、筆者は資料を得ていない。

大正十一年度ヨリ施行スヘキ大学入学ニ関スル帝国大学総長会議協定事項  
一、某学部ノ入学ニハ某外国語ヲ修メタルコト若ハ某科目ヲ修メタルコ

表1 各会議と会議決定事項に関する東京帝国大学学部通則中の改正 （認可は文部大臣認可）

	法 令	会議と関連通牒	内容（入学者選抜関係事項）
大正7.12.6公布	大学令		
大正7.12.6公布	高等学校令		
大正8.12.16, 23, 9.1.13, 20, 27, 2.3, 17		東京帝国大学評議会	通則制定（4.20認可） 〔分科大学通則を全文改正〕
大正9.5.11, 6.15		東京帝国大学評議会	通則改正（7.7認可） 学年開始期を4月に変更
大正10.1.17～		総長会議	「大正十一年度より施行スヘキ 大学入学ニ関スル帝国大学総 長会議協定事項」
大正10.1.25		東京帝国大学評議会	総長会議協定事項説明
大正10.2.22		東京帝国大学評議会	通則改正（5.14認可） 理文別入学優先順位決定
大正10.4.23	文部省令第27号		学習院高等科卒業者を大学入 学に関して高等学校高等科卒 業者と同等とみなす。
大正10.5.2～		高等学校長会議	高等学校卒業者の大学入学に 関して大正十一年度から施行 すべき希望事項
大正10.9.20		東京帝国大学評議会	高等学校長希望事項に対し審議
大正10.10.4		東京帝国大学評議会	継続審議
大正10.10.		帝国大学の書記官等の会議	
大正10.12.13		東京帝国大学評議会	通則改正（12.26認可） 入学願書提出期日
大正11.1.10		東京帝国大学評議会	高等学校卒業者の本学入学者 に関する件に付更に協議
大正11.1.30		専門学務局長より総長宛て通牒	選抜試験科目を高等学校へ通 知する場合には二月末までに 高等学校に到着するように改 めることの要請等。
大正11.2.1		「大学入学ニ関スル件」通牒	
大正11.2.17		「大学入学ニ関スル件」通牒 （九州帝国大学修正）	
大正11.5.30, 7.4			通則改正（7.25認可） 学習院高等科卒業者を高等学 校高等科卒業者と同等とみなす
大正13.12.9			通則改正（大正14.1.7認可） 欠員を生じた際の入学願書受 理期日

出典：評議会については、『東京大学百年史』資料一のほかに評議会記録の要旨。他は本文中の  
出典と同一。

修正希望事項に関する専門学務局長の通牒「大学入学ニ関スル件」(大正11.2.1, 2.17)

東京帝国大学	京都帝国大学	九州帝国大学	東北帝国大学
2月15日	同左	同左	同左
3月25日迄に選抜試験を終わるかつ結果を発表	工学部試験期日 同発表	3月15日 3月20日	
第2次期限 4月20日	第2次締切期日 同試験 第3次締切期日	3月末日 4月5日 4月10日	第2次締切期日 3月末日 4月5日後も授業上に差 仕えないときは入学を許 すことあり
	第3次締切期日以後は入学願書到着順に入学を許す	一定しがたい	3月末日以後4月5日までの間において決定
文系的学部 高等学校文科卒業者 理系的学部 高等学校理科卒業者	同左	一定しがたい	医学部 高等学校理科卒業者 工学部・理学部 総てに対して選抜試験
成文上では応じ難い	同左	同左	同左
同意	同左	同左	同左
なるべく希望に副う	同左	同左	同左
各学部により通知するもの としないものがあるが、通知 する場合でも2月末日以前 にはしない	医学部 適當の時機に『官報』で 発表(例えば高等学校の講義又 は卒業試験結了後)。併せて高等 学校長に電信で通知。 工学部ほか(医学部以外) 試験場 で発表	試験当日発表	高等学校長の希望通り通知 工学部は通知期日をはや めることあり
高等学校卒業者に対して第 1次締切に限りすべて高等 学校經由	「二箇以上ノ大学又ハ学部へ同時ニ 願書ヲ提出スルカ如キ弊ヲ防カン カ為」という文句を本文に冠す こととして同意	希望の通り同意	希望の通り同意

典と同じ。

表2 一連の会議で協議（審議）決定された事項と、文部省専門学務局長からの通牒  
 （空欄は協議のなかった部分、または記載のなかった部分）

	帝国大学総長会議 協議決定事項 (大正10.1.17~)	高等学校長会議 修正希望事項 (大正10.5.26~)	修正希望事項に対する 東京帝国大学評議会決定 (大正10.9.20, 10.4)	東京帝国大学評議会 追加決定 (大正11.1.10)
入学条件としての 高等学校での学習科目	必要科目の制限を設けない			
収容力超過の際の選抜方法	なるべく試験			
入学願書受理締切期日統一	3月15日に統一	2月15日に改める	2月15日とし、通則改正承認（他大学と協議の上施行のこと）	
第1次入学試験期日 及び発表期日				試験期日 3月15日頃
第1次募集の先入権付与統一	理科学部 高等学校理科 文科学部 高等学校文科			
第2次以下の 願書受理期限設定		高等学校学業成績や 願書到着順の入学許可を避けるため受理期限を設定する	第2次期限を4月20日とする	
第2次募集以下の選抜方法		選抜試験施行	先入権者に選抜試験の後、欠員あれば他の志願者にも選抜試験	
第2次募集以下の先入権付与	各大学で決定	もし付与するならば 理科学部 高等学校理科卒業生 文科学部 高等学校文科卒業生	理科学部 高等学校理科卒業生 文科学部 高等学校文科卒業生	
他大学附属予科卒業生の扱い	入学許可することあり			
旧高等学校大学 予科卒業生の扱い	所属学科に応じ高等学校高等科卒業と看做す			
不合格後の出題 (他大学、他学部、他学科)	「入学ヲ許スコトアルヘキコト」	「入学ヲ許スコト」に改める	第1次締切については異議なし。他大学と協議すること。	
同一大学同一学部内の 第2志望以下の学科指定		許す	差支えない（必要ない学部もあり）	
選抜試験科目数		なるべく多く	なるべく希望に応じる	
試験科目の発表と 高等学校への通知		学部長より高等学校長宛に「極秘親展書」により3月5日迄に到着するように通知	なるべく希望に応じる	発表は学学部の任意にし、3月5日頃迄は通知しない
入学願書の出願経路		高等学校卒業生はすべて高等学校経由	該年度高等学校卒業生に限り第1次締切のみすべて高等学校経由	高等学校卒業生に対して第1次締切に限りすべて高等学校経由

出典：評議会については、『東京大学百年史』資料一のほか、評議会記録の要旨を参考にした。他はすべて本文中の出

トヲ必要トストイフカ如キ制限ヲ設ケス如何ナル学部ニモ入学ヲ許スコト

二、某学部又ハ某学科ニ対スル入学希望者其ノ学部又ハ学科ノ収容力ニ超過スル場合ニハ選抜ノ方法ハナルヘク試験ニ依ルコト

三、入学願書受理締切期日ハ各大学共三月十五日ト一定シ当日迄ノ入学希望者ニ就テハ文科的学部ニ於テハ高等学校文科卒業生ヲ第一順位、理科的学部ニ於テハ高等学校理科卒業生ヲ第一順位トシ其ノ他ノ者ヲ第二順位トスルコト

旧高等学校令ニ依ル高等学校大学予科ヲ卒ヘタル者ハ其ノ所属学科ニ応シ之ヲ高等学校高等科ヲ卒ヘタル者ト見做スコト

締切期日後ノ入学希望者ノ入学順位ニ就テハ各大学ニ於テ之ヲ定ムルコト

他ノ大学ノ附属大学予科ノ卒業生ハ場合ニ依リ入学ヲ許スコトアルヘキコト

四、甲大学ノ某学部ニ入学ヲ希望シ選抜ノ結果入学スルヲ得ザリシ者カ更ニ甲大学ノ他ノ学部若ハ乙大学ノ某学部ニ入学ヲ希望スル場合ニ其ノ学部ニ缺員アラハ締切期限後ト雖モ入学ヲ許スコトアルヘキコト<sup>13)</sup>  
前項ノ入学許可ハ各学科間ニ就テモ同様トスルコト

### 東京帝国大学評議会による学部通則改正

これを受けて、大正十年一月二十五日に東京帝国大学は評議会でこの件について審議した。その席で、総長から文部省において開催の帝国大学総長会議で協議された「大正十一年度ヨリ施行スヘキ大入学ニ関スル協議事項」について説明があり、ついでそれに関する通則改正の原案を美濃部評議員に委嘱して起草することとなった。<sup>14)</sup>

続く二月二十二日評議会で、通則はこれに即した形に改めることが決定され、五月十四日付けで文部大臣から認可された。東京帝国大学の学部通則は、大学令と新高等学校令の制定に対応して、前年に改正されたばかりで（大正九年二月十七日評議会議決、四月二十日文部大臣認可）、その第六条で入学優先順位の第一位は「高等学校高等科ヲ卒ヘタル者ハ他ノ志願者ニ先チ入学ヲ許可ス」となっていたが、改正により次のようになった。

第六条 法学部文学部及経済学部ニ在リテハ高等学校高等科文科ヲ卒ヘタル者、医学部工学部理学部及農学部ニ在リテハ高等学校高等科理科ヲ卒ヘタル者ハ他ノ志願者ニ先チ入学ヲ許可ス

そしてこれと同時に、関連の条文も改正された。<sup>15)</sup>

この改正を要する理由として「實際ニ鑑ミ、従来ノ第六条規定ヲ本改正ノ如ク更ニ細別制限ヲ加フル必要ヲ認ム」と記された。また附則で「大正十一年以後ニ入学スベキ者ニ之ヲ適用ス」とされている。<sup>16)</sup>

### 高等学校長会議からの希望事項

次に、大正十年五月二十六日より六日間開かれた高等学校長会議では、帝国大学総長会議での協議決定事項に関連して、高等学校卒業生の大学入学に関して大正十一年度から施行すべき希望事項が協議された。『文部省年報』によると、諮問事項の一つに「新高等学校令ニヨル高等学校卒業生ノ大学入学ニ関スル件」が挙げられている。<sup>17)</sup>

ここで協議された希望事項とその理由は、東京大学事務局庶務部に残されている文書によれば次のようなものであった。

(一) 協定事項第三中入学願書締切期日ハ各大学共三月十五日トアルヲ二月十五日ト改メラレ度

理由

一、高等学校ニ於テハ入学願書締切後ニ至リテ判明スヘキ大学収容力ニ対スル志願者ノ超過、不足ノ状況及選抜試験ノ有無等ヲ卒業者ニ通知スルノ必要アリ然ルニ締切期日ヲ三月十五日トセハ前記ノ通知ヲ発スル頃ニハ卒業者ハ既ニ学校所在地ヲ離ルルモノ多キカ故ニ幾多ノ支障ヲ来スヲ以テナリ

二、新学制ニ依ル高等学校卒業生ノ大学入学ハ大正十一年ニ於テ始テ行ハルコトニシテ卒業生ノ志望大学学部学科ノ選定及大学ニ於テ行ハルヘキ選抜試験等ニ関シ従前トハ其ノ趣ヲ異ニスル所多キヲ以テ其ノ間幾多ノ混雜ヲ惹キ起ス傾レアリ従テ入学願書ノ受理締切期日ハ可成早ク之ヲ定メラレ度キニ由ル

(二) 締切期日後ノ入学志願者数カ大学ニ於ケル缺員数ニ超過スル場合ニ於テハ文科の学部ニ在リテハ高等学校文科卒業生ニ理科の学部ニ在リテハ理科卒業生ニ先入権ヲ与フルカ若ハ志願者ノ全部ニ対シ選抜試験ヲ行フテ入学者ヲ決定セラレ度従テ缺員アル場合ニ於テ願書ヲ受理スヘキ期限ヲ予メ規定シ置カレ度願書ノ到着順ニ依リ又ハ高等学校ニ於ケル学業成績等ニ依リテ入学者ヲ決定スルカ如キコトハ絶対ニ避ケラレ度理由

協定事項第三第一項ニ於テ認メラレタル順位ハ此ノ場合ニ於テモ承認セラルルコトカ寧ろ口条理ノ自然ナルヘシト信スルモ大学ニ於テ若シ之ヲ不便トセラルルナラハ志願者ノ全部ニ対シ選抜試験ニ依リテ入学者ヲ決定セラルルヲ以テ公平ノ処置ナリト思考ス締切期日以後ノ志願者ヲ願書到着順ニ依リテ入学許可ヲ与ヘラルルカ如キコトアリテハ距離ノ遠近ニ依リテ幸、不幸ヲ生スルコトアルノミナラス其

大正十一年(一九二二)年における大学入学選抜の統一化

ノ為種々ノ問題ヲ惹キ起ス傾アリ又学業成績ニ依リテ入学ノ許否ヲ決定セラルルコトハ学校ヲ異ニシ履修学科ヲ異ニセル者カ同一学科ニ出願シ得ル新制度ノ下ニ於テハ到底公平ナル判定ヲ期シ難キモノト認ムルカ故ニ前記ノ希望ヲ提出スル所以ナリ而シテ仮リニ此ノ希望カ認容セラルルトセハ缺員アル場合ニ於ケル願書受理期限ヲ予メ規定シ置カルヘキ必要ハ当然伴ヒ来ルコトナルヘシ

理由

第四ノ趣旨ヲ一層明確ニ保障セラレ度キ為ナリ

(四) 同一大学ノ同一学部内ニ於テハ学科ニ順位ヲ附シテ数箇ノ学科ヲ併セテ志望スルコトヲ許サレ度理由

志望者ノ便宜ヲ計ランカ為ナリ

(五) 選抜試験科目ハ成ルヘク多キヲ望ム理由

高等学校ニ於ケル教授上ニ及ホス影響ヲ顧慮スルト共ニ選抜ノ公正ヲ期センカ為ナリ

(六) 選抜試験科目ハ学部部長ヨリ高等学校長ニ宛テ「極秘親展書」ヲ以テ三月五日迄ニ到着スル様通知セラレ度理由

試験科目ノ発表ハ受験者ノ利害ニ関スルコト大ナルカ故ニ発表ノ時期ニ就テハ慎重ニ考慮セサルヘカラス又同一試験ニ応スヘキ各受験者ニハ同時ニ之ヲ知ラシムルノ必要アリ之等ノ点ヲ顧慮シ三月五日迄ニ大学ヨリ通知ヲ受ケ三月十日ヲ期シテ各高等学校ニ於テ一斉ニ受験者ニ告知スルコトニ致シ度シトノ趣旨ニ基ケリ

(ハ) 高等学校卒業生ノ大学入学願書ハ必ス高等学校ヲ經由シテ提出スルコトトシ此ノ手續ヲ履マサル願書ハ大学ニ於テ受理セサルコトニセラレ度

理由  
二箇以上ノ大学又ハ学部へ同時ニ願書ヲ提出スルカ如キ弊ヲ防カシカ爲ナリ

### 東京帝国大学評議會での審議と学部通則改正

高等学校長会議からの希望事項は、文部省専門学務局長から東京帝国大学に照会された。東京帝国大学では、同年九月二十日、十月四日、翌十一年一月十日に評議會で協議が行われた。京都・東北・九州の三帝国大学でも同様の協議が行われたものと思われるが、筆者は資料を得ていない。

ここでは資料が重複するが、東京帝国大学評議會の決定事項を、これらの希望事項と併記した記録を掲げておく。

まず、九月二十日の審議では次のような決定を得た。

- 一、専門学務局長照会ノ大正十一年度ヨリ施行スヘキ高等学校卒業生ノ大学入学ニ関シ高等学校長會議ニ於テ協議ヲ遂ケタル左記ノ希望事項ニ就キ審議左ノ通決ス
  - (一) 入学願書提出締切期日三月十五日トアルヲ二月十五日ニ改ムルコト決議 異義ナク可決学〔部〕通則第十一条ヲ改正スルコト承認 但規則改正ハ他ノ大学ト協議決定ノ上実施ノコト
  - (二) 締切期日後ノ入学志願者数カ大学ニ於ケル缺員数ニ超過スル場合ニ於テハ文学的学部ニ在リテハ高等學校文科卒業生ニ理科的学部ニ在

リテハ理科卒業生ニ先入権ヲ与フルカ若ハ志願者ノ全部ニ対シ選抜試験ヲ行フテ入学者ヲ決定セントスルノ件從テ缺員アル場合ニ於テ願書ヲ受理スヘキ期限ヲ予メ規定スルコト

願書ノ到達順ニ依リ又ハ高等学校ニ於ケル学業成績等ニ依リテ入学者ヲ決定スルカ如キコトハ絶対ニ避ケタキコト

決議 先入権ヲ与フルコト異義ナシ

先入権者超過ノ場合ニハ選抜試験ヲ行ヒ先入権者ヲ收容シ尚缺員アルトキハ其レ以外ノ志願者ニ就キ選抜試験ヲ行フ

第一締切即二月十五日ニ於テ缺員アルトキハ第二締切即四月二十日迄入学願書ヲ受理スルコト

(三) 甲大学ノ某学部ニ入学ヲ希望シ選抜試験ノ結果入学スルヲ得サリシ者カ更ニ甲大学ノ他ノ学部若クハ乙大学ノ某学部ニ入学ヲ希望スル場合ニハ其ノ学部ニ缺員アラハ締切期限(後)ト雖モ「入学ヲ許スコトアルヘシ」ト總長會議ニ於テ協定セラレタルヲ「入学ヲ許スコト」ニ改メタキ件

決議 締切期限トアルハ第一締切ト認メ入学ヲ許可スルコトハ異議ナシ 但他大学ト協議スルコト

(四) 同一大学ノ同一学部内ニ於テ学科ノ順位ヲ附シテ数箇ノ学科ヲ併セテ志望スルコトヲ許シ度件

決議 各学部ノ教授會ニ附議シテ意見ヲ提スルコトニ決ス

(五) 選抜試験ノ科目ハ成ルヘク多キヲ望ム

決議 前問題ノ決議ト同様

(六) 選抜試験科目ハ学部長ヨリ高等学校長ニ宛テ「極秘親展書」ヲ以テ三月五日迄ニ到着スル様通知スルコト

決議 成ルヘク希望ニ応スルコト

(七) 高等学校卒業生ノ大学入学願書ハ必ス高等学校ヲ經由シテ提出セシ

ムルコト、シ此手續ヲ履マサル願書ハ大学ニ於テ受理セサルコトニ  
セラレ度

決議 該年度ニ卒業スヘキ者ニシテ第一締切迄ニ願出ル者ニ限り高等学  
校ヲ經由セシムルコト<sup>(20)</sup>

右の資料にあるように、(四)の第二志望以下を指定させること、(五)  
の選抜試験科目数をなるべく多数とすることの可否については、各  
学部<sup>(21)</sup>の教授会に附議されることになったため、その結果を待つて、  
十月四日の評議会<sup>(22)</sup>で再度審議された。その結果は次のようなもので  
あった。

一 高等学校卒業者ノ大学入学ニ関スル前會議ノ続キトシテ左記ノ件ヲ協  
定ス

学科ノ順位ヲ附シテ志望スル件

法学部 入学許可後転科ヲ許スヲ以テ順位ヲ附シテ願出ノ必要  
ナシ

医学部 順位ヲ附シテ願出ハ差支ナシ

工学部 順位ヲ附シテ願出ハ従前ノ通ニ付差支ナシ

文学部 二年後専修学科ヲ決定セシムルヲ以テ順位ヲ附シテ願  
出ノ要ナシ

理学部 順位ヲ附シテ願出ツルコト差支ナシ

農学部 理学部ニ同シ

経済学部 理農両学部ニ同シ

選抜試験ノ科目ハ成ルヘク多キヲ望ムノ件

成ルヘク希望ニ応スルコト但学部ニ依リ實際行ハレ難キコトアル  
ヘシ又工学部ニアリテハ選抜試験ハ従来ノ通り文部省ニ於テ適宜  
処理セラレ度希望<sup>(21)</sup>

高等学校校長會議からの希望事項に対してなされた東京帝国大学評  
議會審議の結果は、この月、即ち同年十月、文部省が各帝国大学の  
書記官等を参集させて協議された。東京帝国大学からは書記官が出  
席した<sup>(22)</sup>。なお、この時の協議事項については現在のところ筆者は資  
料を得ていない。

右の一連の協議の結果は、他の帝国大学での協議の結果と併せら  
れて、翌大正十一年二月一日、文部省専門学務局長から東京帝国大  
学総長あてに「大学入学ニ関スル件」として通牒されることになる。  
しかし、その前に東京帝国大学においては、入学願書提出期日に関  
して、曩の九月二十日の東京帝国大学評議會審議の決定にあるよう  
に、学部通則が改正されることになった。おそらく他の帝国大学と  
は、書記官等の會議の場で調整が行われたのであろう。改正は、同  
年十二月十三日の評議会<sup>(23)</sup>で決定され、同月二十六日に文部大臣から  
認可された。これは、前年の大正十年から学年の開始期が四月改ま  
ることに伴う学部通則改正（大正九年五月十一日評議會議決、七月  
七日文部大臣認可）で、入学願書の出願の第一次締切りを三月十五  
日、第二次締切りを四月三十日としていたのを、それぞれさらに二  
月十五日、四月二十日と改めたものである。さらに、学部または高  
等学校で行う試験により高等学校高等科卒業者と同等と認められた  
者は、一月二十日までに出願することとされた<sup>(23)</sup>。

この後さらに、大正十一年一月十日、東京帝国大学評議會は(六)の  
選抜試験科目通知方法、(七)の入学願書提出方法について、前年九月  
二十日の決議を変更し、また選抜試験を三月十五日頃に行うことを

決定した。

一、高等学校卒業生ノ本学入学者ニ関スル件ニ付更ニ協議左ノ通決ス

一、締切迄入学願書ハ凡テ高等学校ヲ經由セシムルコト

一、選抜試験科目ノ発表ハ各学部任意ニスルコト 但シ三月五日頃迄ハ通知セサルコト

一、選抜試験施行ハ三月十五日頃トナスコト

### 高等学校の希望事項変更

帝国大学側でこのように審議が進行している一方で、高等学校の側では、卒業試験の期日の申合せが変更になり、(六)の選抜試験科目通知方法・期日の変更されたことになった。これは、大正十一年一月三十日付けで、文部省専門学務局長から東京帝国大学総長へ通牒された。その内容は、高等学校第三学年の卒業試験は、三月四日に終了し得ることになったので、選抜試験科目を高等学校へ通知する場合には二月末日までに高等学校に到着するように改めてほしい、高等学校では三月四日に一齐に選抜試験を生徒に告知する、というものであった。高等学校長会議の希望事項にあるように、当初は三月五日までに通知を受け、三月十日に一齐に発表することになっていたが、それが改められたのである。この文書は、二月六日付けで庶務課長から各学部長に宛てて「該通知發送ノ場合ハ二月末日迄ニ到達候様御取計相成度此段及御通牒候也」と通牒された(次の引用は学内通知用の写しによるため、文書番号及び公印がない)。

拝啓高等学校卒業生ノ大学入学ニ関スル件ニ付テハ客年来御配慮相煩居

候処高等学校長ノ希望事項中(内選抜試験科目ハ学部長ヨリ高等学校長ニ宛テ極秘親展書)ヲ以テ三月五日迄ニ到着スル様通知セラレ度件ニ付テハ予テ貴学ノ御意見御申出ノ次第モ有之候処今般高等学校第三学年ノ卒業試験ハ三月四日ニ終了シ得ルコトニ申合変更致候結果貴学ヨリ右選抜試験科目ヲ通知セラル、場合ニ於テハ二月末日迄ニ高等学校ニ到着スル様御取計相煩度為念此段得貴意候徒テ高等学校ニ於テハ三月四日ヲ期シ一齐ニ生徒ニ告知スル様取計フヘク候ニ付此点御含迄願上候 敬具

大正十一年一月三十日

文部省専門学務局長松浦鎮次郎

東京帝国大学総長古在由直殿

### 「大学入学ニ関スル件」通牒

以上のように、幾つかの段階を踏んで協議を遂げた結果、二月一日付けで文部省専門学務局長から、東京帝国大学総長に宛てて次のように「大学入学ニ関スル件」が通牒された。これは、少なくとも四帝国大学に通牒されたものと思われる(この資料〔原文は孔版手書き〕中筆で別途記入されている部分に右傍線を付した)。

発專三〇号

大正十一年二月一日

文部省専門学務局長松浦鎮次郎

東京帝国大学総長古在由直殿

大学入学ニ関スル件

大正十一年度ヨリ施行スヘキ大学入学ニ関スル件ニ付協定シタル事項中高等学校長会議ニ於テ修正又ハ希望ノ申合有之該申合事項ニ就キ協議ノ

為客年十月貴学書記官ノ御參集ヲ煩シ協議ヲ遂ケタル結果ハ別記ノ通  
ニ付可然御措置相煩シ度

〔別紙〕

- (一)修正希望事項第一「協定事項第三中入学願書受理締切期日ハ各大学共三  
月十五日トアルヲ二月十五日ト改メラレ度」件各大学共二月十五日トス
- (二)同第二「締切期日後ノ入学志願者数カ大学ニ於ケル缺員数ニ超過スル  
場合ニ於テハ文科の学部ニ在リテハ高等学校文科卒業業者ニ、理科の学  
部ニ在リテハ理科卒業業者ニ先入権ヲ与フルカ若ハ志願者ノ全部ニ対シ  
選抜試験ヲ行ツテ入学者ヲ決定セラレ度從テ缺員アル場合ニ於テ願書  
ヲ受理スヘキ期限ヲ予メ規定シ置カレ度願書ノ到着ニ依リ又ハ高等学  
校ニ於ケル学業成績等ニ依リテ入学者ヲ決定スルカ如キコトハ絶対ニ  
避ケラレ度」件

一、先入権附与、選抜試験施行

- 東京、京都両帝国大学ハ各学部共先入権ヲ与フルコトヲ認ム
- 九州帝国大学ハ医学部ハ先入権ヲ与フルコトヲ認メ他ノ学部ハ一定  
シ難キモ願書到着順ニ依リ又ハ高等学校ニ於ケル学業成績ニ依リ入  
学者ヲ決定スルコトハ可成之ヲ避クヘシ但シ工学部ハ理科卒業業者ニ  
先入権ヲ与フルコトヲ認メ收容人員ニ超過スル場合ハ理科卒業業者ニ  
就キ選抜試験ヲ行フ

東北帝国大学ハ医学部ハ理科卒業業者ニ先入権ヲ与フルコトヲ認ムル  
モ工学部及理学部ハ総テ選抜試験ヲ行フ

- 一、第一次入学願書受理締切期日(二月十五日)迄ノ出願者カ收容  
人員ニ超過セル場合ノ選抜試験期日及其ノ結果ノ發表期日
- 東京帝国大学ハ遅クトモ三月二十五日迄ニ選抜試験ヲ終リ且其ノ結  
果ヲ發表ス

京都帝国大学工学部ハ三月十五日ニ選抜試験ヲ行ヒ其ノ結果ヲ同一

十日ニ發表ス

一、第二次入学願書受理締切期日

- 東京帝国大学ハ四月二十日トス
- 京都帝国大学ハ三月末日トス(選抜試験ハ四月五日ニ之ヲ行フ)
- 九州帝国大学ハ四月五日後ニ於テモ授業上差支ナキトキハ入学ヲ許  
スコトアルヘシ

東北帝国大学ハ三月末日以後四月五日迄ノ間ニ於テ決定ス

一、第三次入学願書受理締切期日

- 京都帝国大学ハ四月十日トス、締切期日後ハ入学願書到着順ニ依リ  
入学ヲ許ス

(三)同第三「協定事項第四中第一項ノ末尾ニ「入学ヲ許スコトアルヘキコ  
ト」トアルヲ「入学ヲ許スコト」ニ改メラレ度」件

各大学トモ高等学校長ノ希望ハ其ノ精神ニ於テ之ヲ諒トスルモ成文  
ノ上ニテハ其ノ希望ニ応シ難シトス

(四)同第四「同一大学ノ同一学部内ニ於テハ学科ニ順位ヲ附シテ数箇ノ学  
科ヲ併セテ志望スルコトヲ許サレ度」件

各大学共同意ス

(五)同第五「選抜試験科目ハ成ルヘク多キヲ望ム」件

各大学共可成希望ニ副フトノコト

(六)同第六「選抜試験科目ハ学部部長ヨリ高等学校長ニ宛テ「極秘親展書」  
ヲ以テ二月末日迄ニ到着スル様通知セラレ度」件

東京帝国大学ハ各学部ニ依リ通知スルモノト通知セサルモノトアリ  
但シ通知スル場合ニ於テモ二月末日以前ニハ為サス

京都帝国大学ハ工学部ハ試験場ニ於テ之ヲ發表シ医学部ハ適当ノ時  
機例ハハ高等学校ニ於ケル講義又ハ卒業試験結了後ニ於テ官報ヲ以  
テ發表シ併セテ高等学校長ニ電信ニテ通知ス他ノ各学部ハ工学部ノ

意見二同シ

九州帝国大学ハ試験当日之ヲ発表ス

東北帝国大学ハ高等学校長希望ノ通之ヲ通知ス但シ工学部ハ通知ノ期日ヲ早ムルコトモアルヘシ

(四)同第七「高等学校卒業業者ノ大学入学願書ハ必ず高等学校ヲ經由シテ提出スルコト、シ此ノ手續ヲ履マサル願書ハ大学ニ於テ受理セサルコトニセラレ度」件

東京帝国大学ハ第一次入学願書締切期日迄ニ出願スル者ニ限り高等学校ヲ經由セサレハ受理セス

京都帝国大学ハ二箇以上ノ大学又ハ学部へ同時ニ願書ヲ提出スルカ如キ弊ヲ防カンカ為トイフ文句ヲ本文ニ冠スルコト、シテ同意ス九州、東北両帝国大学ハ希望ノ通り同意ス<sup>(26)</sup>

### 「大学入学ニ関スル件」訂正通牒

この「大学入学ニ関スル件」には、二月十七日、九州帝国大学に關して訂正が加えられた。

九大專九号

大正十一年二月十七日

文部省専門学務局長松浦鎮次郎<sup>(印)</sup>

東京帝国大学総長古在由直殿

大学入学ニ関スル件

二月一日付發專三〇号ヲ以テ大正十一年度ヨリ施行スヘキ大学入学ニ関シ帝国大学ト協定シタル事項通牒致シタル処該事項中左記ノ通訂正方今般九州帝国大学ヨリ申出有之タルニ付御了知相成度

記

(一)中

一、先入権附与、選抜試験施行ノ項中

九州帝国大学ハ希望ノ要旨ハ認ムルモ学部ニ依リ趣ヲ異ニスルヲ以テ一定シ難シ

願書ノ到着順ニ依リ又ハ高等学校ニ於ケル学業成績等ニ依リ入学者ヲ決定スルカ如キコトハ可成之ヲ避クヘシ

一、第二次入学願書受理締切期日ノ項中九州帝国大学ハ三月末日トス<sup>(27)</sup>

以上で、帝国大学総長會議から始つた審議が終了した。

### その後の東京帝国大学学部通則改正

なお、この後東京帝国大学では、同年五月三十日の評議會で学部通則の改正を審議し、学習院高等科卒業業者を高等学校高等科卒業業者と同等に扱うことを決定し（七月二十五日文部大臣認可）、また、大正十三（一九二四）年十二月九日の評議會で学部通則の改正を審議し、第二次入学願書受理締切期日を四月五日に改め、四月二十日は第三次入学願書受理締切期日とした（大正十四年一月七日 文部大臣認可）。

### 三、決定以前と以後

新制度の高等学校高等科卒業生をどのように大学に收容するかということを中心に行われた一連の會議の結果、決定事項は裏に掲げた表1の様な形になり、多くの点で統一がなされ、大正十一年

四月入学生のための入学者選抜からは、概ねこの線にそって行われた。その後、東京帝国大学では、二、三年の間に多少変更されている。恐らく、他の帝国大学でも変更はあったと思われる。しかし、そうではあっても、全体としての統一性は崩れることはなく、長く安定することになる。大学進学をめぐる社会現象は、これを場として展開して行くことになる。

この節では、この決定の結果、数年中に統一のなった点を示し、それと、会議を経て決定された事項との異同を指摘し、また、従来入学者選抜とどのように異なっていたのかを示す。

決定は運営手続きの細部にまで及ぶものなので、ここでは、便宜的に、手続き・日程上に関する事項と選抜に関わる事項とに大きくわけ、統一のなった点を列挙し、併せて高等学校側から希望があったにも拘らず、実行されなかったものも指摘する。そして、次に、それらに対して、従来はどうなっていたかを示し、決定と異なる部分がある場合には指摘し、さらに、必要ならば補足的説明として、決定の前提となったもの、変化の背景にあったもの、決定の関連事項、及びその後の展開などについて述べ、同様に成立しなかった事項に関して触れる。

なお、ここでは入学者選抜方法の他に、入学者決定方法という語を使用するが、その場合、特に入学資格に関わる部分を除いたものを指している。

決定後、数年の内に統一された点と、高等学校会議が希望したにも拘らず、大学側の意向で実現しなかった点は、およそ以下のよう

なものであった。

#### 手続き・日程上に関する統一事項

- ① 各帝国大学の全学部の大第一次願書受理期限は二月十五日とする。
- ② 高等学校高等科卒業者は必ず高等学校経由で入学願書を提出する。
- ③ 第一次募集の試験期日は、東京帝国大学の全学部と京都帝国大学工学部では三月十五日頃とする。

#### 選抜方法に関する統一事項

##### (一) 入学資格関係

- ① 標準的な入学資格は高等学校高等科卒業である。
- ② 他大学の附属予科卒業生に対しても入学を許可することがある。
- ③ 旧制度の高等学校大学予科卒業生は、所属学科に応じて高等学校高等科卒業と見做される。
- ④ 第一次募集については、理科的学部の入学の第一優先順位は高等学校高等科理科卒業生であり、文科的学部の入学の第一優先順位は高等学校高等科文科卒業生である。
- ⑤ 第二次募集についての優先順位は、東京・京都両帝国大学のみの第一次募集と同一である。
- ⑥ 高等学校大学高等科卒業生は、大学への入学者選抜試験の結果入学できなかった場合に、翌年も定員が超過したならば、再度入学者選抜試験を受験しなければならない。
- ⑦ ある学部を受けるためには特定の外国語を修め、あるいは特定の学科を修めたことが必要、というような制限は設けない。

(二) 入学者決定方法

- ① 入学者決定方法は試験であり、欠員があつた場合にも出願期限を決めて試験を繰り返す。
- ② 正科目以外（例えば随意科）を選抜試験科目にはしない。例えば第二外国語は出題しない。
- ③ 当該大学のみが選抜試験施行を担当し、複数の大学に跨がる入学者選抜は行わない。
- ④ 多くの学部が、第二志望以下の学科を指定できる。しかし、他大学の同内容の学科は第二志望以下に指定できない。
- ⑤ 二つ以上の帝国大学・学部に入学者願書を出すことは防止する。
- ⑥ 選抜試験科目名が事前に通告される場合は、高等学校における生徒への告知は、三月三日に行う。

大学側の意向で完全には実現しなかつた高等学校長会議の希望事項

- ① 選抜試験科目数はなるべく多くする。
- ② 欠員があるときは、他大学または他学部の不合格者でも入学させる。
- ③ 選抜試験科目は学部長から高等学校長に宛て「極秘親展書」で三月五日迄に到着するよう通知する。

以下では、右の項目にそつて、説明を加える。

(一) 手続き・日程上に関する統一事項

- ① 各帝国大学の全学部の第一次願書受理期限は二月十五日とする。  
 〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

決定通り統一。

〈従来〉

入学願書受理期限は、従来は各帝国大学の各学部によつて異なつていた。例えば、大正十年の医学部の願書受理期限は、表3のようであつた。

表3 大正10年の各帝国大学医学部の願書提出期日

東京帝国大学	2月10日
京都帝国大学	2月28日
九州帝国大学	未詳
東北帝国大学	3月10日

出典：『官報』  
 2535号、大正10.1.17、281頁  
 2557号、大正10.2.12、270頁  
 2547号、大正10.1.31、612頁

東京帝国大学の場合、入学願書受理期限は、分科大学通則・学部通則上では表4のように変化した。四月開始学年制移行を導入した大正九年五月十一日評議会決定の改正学部通則では、三月十五日締切りとされ、新制度高等学校卒業生の受入れに際しては帝国大学総長会議でも、同じ期日とされていた。期限は、明治三十二年の入学から分科大学通則に明記され、それ以来、学内では統一されていたはずだが、医科大学（医学部）に関しては、表5に掲げたとおり大正六年から、通則より十日早い六月五日であり、四月開始学年制に移行した大正十年は通則より一ヵ月と五日早い二月十日、大正十一年以降は、通則通り二月十五日となつた。

表5 東京帝国大学医科大学・医学部医学科における願書提出期日と提出先

大正6年～9年	6月5日	各出身高等学校へ
10年	2月10日	各出身高等学校へ
11年～	2月15日	各出身高等学校を経て医学部へ

出典：『官報』登載広告。

登載日は（広告は数日間にわたって掲載されていたことがあるが、その内の一日のみ掲げる）、大正6.5.1、7.5.1、8.5.12、9.5.13、10.1.31、11.1.28、11.2.6、12.1.24、13.2.4、14.1.29、15.1.22。

表4 東京帝国大学の分科大学通則あるいは学部通則における高等学校大学予科及び高等学校高等科卒業者の入学願書受理期限

明治26.8.29	入学試験を要する者のみ6月15日
明治31.9.27議決	6月15日
明治37.10.11議決 (認可不明)	(追加) ●欠員あれば9月30日のことあり
明治45.2.20議決 (認可不明)	(追加) ●法科大学第二回受験生以上への入学志望者は4月30日
大正3.6.16議決 7.2認可	(追加) ●法科大学第二年級以上への入学志望者は4月30日
大正9.2.17議決 4.20認可	6月15日 ●文学部は1月15日の場合もあり ●欠員あれば9月30日まで受理
大正9.5.11議決 7.7認可	3月15日 ●欠員あれば4月30日まで受理
大正10.12.13議決 12.26認可	2月15日 ●欠員あれば4月20日まで受理 ●試験により高等学校高等科卒業者と同等以上の学力があると認められたものは、1月20日
大正13.12.9議決 14.1.7認可	2月15日 ●第2次締切期日 4月5日 ●第3次締切期日 4月20日 ●試験により高等学校高等科卒業者と同等以上の学力があると認められたものは、1月20日
昭和7.6.28議決 6.30認可	(追加) ●2学年目以上に入学の場合は学部規則により別に期日を定める

出典：『東京大学百年史』資料一、昭和59年、647、652、653、664、666、667、669-678、680、684頁。

なお、(二)(1)でふれるように、医科大学では明治三十六年から大正四年まで、工学部では大正九、十年には複数の大学に跨った選抜が行われており、その間は願書提出先・期日等が全く異なっていた。

〈補足・東京帝国大学における第二次願書受理期限のその後〉

東京帝国大学では、四月二十日となった第二次志望締切日に関しては、大正十四年の入学者からは四月五日に改められ、四月二十日は第三次締切日となった。これに関する学部通則は、大正十三年十二月九日に評議会で決定し、翌十四年一月七日に文部大臣から認可された。これは、第二次志願者に対して選抜試験を施行

することになった場合に、事務が「頗ル幅濶シ授業上ニモ亦支障不尠」ということが理由であった。そして、万一、欠員がある場合にそなえ、四月二十日を第三次締切日とした。<sup>32)</sup>

この後、昭和七年二月五日には、専門学務局長から帝国大学官立大学(総)長にあてて通牒(九大專六八号)があり、高等学校校長会議の希望により、第二次締切日を三月末日にするよう配慮してほしいと伝えられているが、東京帝国大学では学部通則の変化はない。<sup>33)</sup>

②高等学校高等科卒業者は必ず高等学校經由で入学願書を提出する。  
 〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

東京帝国大学の場合、第一次募集に關してのみ高等学校卒業者の入学願書は高等学校を經由して提出するとしていた。

〈従来〉

未詳。

〈補足・東京帝国大学おけるその後の変化〉

東京帝国大学のみ、第一次締切りまでに限っていたのは、期日(四月二十日)間際にいたって同学に入学出願しようとする場合、絶対に願書を高等学校經由で出願することが必要であれば、締切り期日までに同学に不到着のおそれがあるという少数意見が、学内にあったからであった(資料1-12、1-13)。しかし、大正十三年の入学からは、東京帝国大学も他の帝国大学と同じく高等学校の經由を必要とすることに改めた。文部省専門学務局長から東京帝国大学総長宛ての通牒(大正十三年一月二十八日付け、資料1-11)によると、その背後には、同一人が二箇以上の大学、学

部に願書を提出するようなことを防ぐためという意図があった。<sup>35)</sup>

③第一次募集の試験期日は、東京帝国大学の全学部と京都帝国大学工学部では三月十五日頃とする。

〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

少なくとも、東京帝国大学では昭和十六年の入学試験まではこの通りに実施される。他の帝国大学の学部については未詳。

〈従来〉

試験期日は、この決定が行われる間近の時期には、既に東京・京都両帝国大学相互に殆ど一致していたが、他帝国大学はなお異なっていた。表6の大正六、七年の東京帝国大学各分科大学の試験日、及び表7の大正七年の幾つかの他帝国大学の分科大学の試験日がそれを示している。

〈補足・決定の背景〉

九州・東北両帝国大学の多くの学部では、当時まだ、第一次募集での定員超過が恒常化していなかった。<sup>36)</sup>

表6 大正6年、7年の東京帝国大学各分科大学の入学  
 者選抜試験期日

	大正6年	大正7年
法科大学	7月14日	7月15日
医科大学	7月中	7月中
工科大学	7月15日	7月15日
理科大学	7月16、17日	7月15、16日
農科大学	7月18、19日	7月17、18日

出典：『官報』登載広告。

登載日は(広告は数日間にわたって掲載されていたことがあるが、その内の一日のみ掲げる)、大正6.5.1、6.6.28、6.7.3、6.7.4、6.7.5、7.5.1、7.7.2、7.7.3、7.7.4、7.7.8。

表7 大正7年における各帝国大学の入学者選抜試験期日

京都帝国大学 工科大学	7月15、16日（機械工学科） 7月16日（工業化学科）
東北帝国大学 理科大学	1次募集：6月20日（募集締切） 7月3、4日（試験予定） 2次募集：7月22日（募集締切） 7月31日から（試験予定）
東北帝国大学 医科大学	1次募集：6月15日（募集締切） 7月3、4日（試験予定） 2次募集：8月20日（募集締切）
九州帝国大学 医科大学	1次募集：6月15日（募集締切） 2次募集：8月31日（募集締切予定）

出典：『官報』登載広告。

登載日は（広告は数日間わたって登載されていたことがあるが、その内の一日のみ掲げる）、大正7.5.13、7.5.20、7.6.24、7.7.26。

(二) 選抜に関わる統一事項

(一) 入学資格関係

① 標準的な入学資格は高等学校高等科卒業である。

〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

決定中には、標準的な入学資格については触れられていない。

〈補足・違いの背景〉

入学資格は次のように大正七年十二月六日公布の大学令で定められていたため、会議で協議する必要はなかった。

- 当該大学予科の修了者
- 高等学校高等科卒業者

○ 文部大臣が定めるところにより右の二つと同等以上の学力があるものと認められた者

協議に参加した四帝国大学は附属大学予科をもっておらず、また以後も持たない（当時予科を持っていた北海道帝国大学はこの協議に参加していなかったと見られる）。従って、四帝国大学に入学するには高等学校高等科卒業が標準的なコースであった。三番目の同等以上の学力があると認められた者の場合は、後に④で述べるように優先的に入学できる高等学校卒業生だけでは欠員が生じたときに限り、入学することが許された。

〈従来〉

明治十九年の帝国大学設立以来、入学条件は法令では定められず、各帝国大学の規則で定められて来たが、大正七年十二月六日公布の大学令で、初めて右に掲げたように法令上に規定された。

東京帝国大学の場合、大学令が制定される以前の入学資格は、明治三十一年九月二十七日評議会決定の分科大学通則中に定められた入学関係規定が継続していた。学士入学や他大学からの転入を除くと、次のように三種類に分けて定められていた。<sup>註</sup>

- 高等学校大学予科卒業者
- 東京帝国大学で大学予科と同等以上の学科程度を具備するものと認めた学校の卒業生（入学者決定後、欠員のある場合のみ。学習院高等科はこれに相当）
- 分科大学で、又は分科大学の通告によって高等学校で試験を行い大学予科卒業者と同等の学力があると認定した者

しかし、新高等学校令と大学令による新制度に対応して、大正九年二月十七日に評議会の議決を経て（四月二十日文部大臣認可）学部通則中の規定が次のように改められた。<sup>(38)</sup>これが大正十年一月の総長会議当時の資格であった。

○高等学校高等科卒業生

○高等学校高等科卒業者と同等以上の学力のある者（入学者決定後、欠員のある場合のみ）

●学習院高等学科卒業生

●学部で試験を行い、高等学校高等科卒業者と同等以上の学力があると認められた者（試験は高等学校に委託することあり）

②他大学の附属予科卒業生に対しても入学許可することがある。  
 〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

決定通り統一。

〈従来〉

従来の高等学校大学予科は、特定の大学に直接つながったものではなかった。明治四十年に誕生した東北帝国大学農科大学予科（後、東北帝国大学農学部予科を経て、北海道帝国大学予科）が、大学令で制度化されたと見ることが出来る。しかし、東京帝国大学への入学については、大正八年九月から始まる新学年には、農学部へ東北帝国大学農学部予科から一名が、九年九月から始まる新学年には、農学部へ北海道帝国大学予科から六名が入学している（いずれも九月末調べ<sup>(39)(40)</sup>）。

〈補足…決定の背景〉

大学令で新設された大学予科は、従来の高等学校大学予科と異なり、一つの大学にのみ直接連絡するものであったので、本来他大学に進学できない性格のものであった。しかし、実際は、右に触れたように、新設された大学予科の先行形態であった北海道帝国大学の予科からも、従来入学を許していた場合もあったので、実態を追った決定であったと見られる。

〈補足…その後〉

東京帝国大学ではその後も、学部通則等には特別の規定は設けられないが、大正十二年四月から始まる新学年には、農学部へ北海道帝国大学予科から一三名が、大正十五年四月から始まる新学年には、農学部へ同じく六名が入学している<sup>(41)(42)</sup>（いずれも九月末調べ）。  
 ③旧制度の高等学校大学予科卒業生は、所属学科に応じて高等学校高等科卒業と見做される。  
 〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

決定通り統一。

〈従来〉

東京帝国大学では、大正九年二月十七日に評議会で決定された（四月二十日文部省認可）学部通則で「旧高等学校令ニ依ル高等学校大学予科ヲ卒ヘタル者ハ本則ノ適用ニ関シテハ其ノ所属学科ニ応シ之ヲ高等学校高等科ヲ卒ヘタル者ト看做ス」（第七十七条）とされた。<sup>(43)</sup>

〈補足…その後〉

東京帝国大学では、大正十年二月二十二日の評議会で、学部通則

第七十七条を改め、「旧高等学校令ニ依ル高等学校大学予科ハ本則ノ適用ニ関シテハ第一部ハ之ヲ高等学校高等科文科第二部又ハ第三部ハ之ヲ高等学校高等科理科ト看做ス」とした（五月十四日文科大臣認可）。次項にあげる優先順位の設定の結果、随伴して改正されたものである。<sup>(4)</sup>

④第一次募集については、理科的学部（理学的学部）の入学の第一優先順位は高等学校高等科理科卒業業者であり、文科的学部（文科学部）の入学の第一優先順位は高等学校高等科文科卒業業者である。

〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

決定通り統一。

〈補足…決定の前提〉

高等学校制度の改変にともない、従来三つに分れ、さらにその中でも細分化されていたコースが、新しく理科と文科の二つのみに分け直されたことに対応しなければならなかった。

優先順位は、法令が大学に定めることを要求したものではなかった。明治十九年の帝国大学設立以来、入学条件は法令では定められず、各帝国大学の規則で定められて来たが、大正七年十二月五日公布の大学令で、初めてそれが法令上に規定された。しかし、同令では、「入学ノ順位ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム」（第九条第二項）とのみ規定された。そして、大正八年三月二十九日制定の「大学規程」では、「大学ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ学部ニ入學スル資格ヲ有スル者ニ就キ入學ノ順位ヲ定ムルコトヲ得」（第七条）とされ、文部大臣の認可を得れば可能であるとされたのみであった。

従って、優先順位は、帝国大学総長会議の協議決定で、第一次募集に關しては各帝国大学に一律に採用されることとなったといえる。  
〈従来〉

東京帝国大学では、総長会議の以前に、大正九年二月十七日の評議會で、大学令に於て、従来の分科大学通則を廢して学部通則を制定し（四月二十日文科大臣認可）、入学の優先順位について従来の制度を襲用した。<sup>(5)</sup> それによれば、各学部とも順位は次のように二段階となっていた。

○第一順位 高等学校高等科卒業業者

○第二順位 学習院高等科卒業業者。及び学部（文部）に於て試験（高等学校に委託することあり）を行い高等学校高等科卒業業者と同等以上の学力があると認めたる者

〈補足…その後一〉

総長会議の協議決定に基づいて、東京帝国大学では、大正十年二月二十二日の評議會で改正が議決され（五月十四日文科大臣認可）、優先順位が次のように改められた。<sup>(6)</sup>

○法・文・經濟三学部

第一順位 高等学校高等科文科卒業業者

第二順位 高等学校高等科理科卒業業者。学習院高等科卒業業者。及び学部（理部）に於て試験（高等学校に委託することあり）を行い高等学校高等科卒業業者と同等以上の学力があると認めたる者

○医・工・理・農四学部

第一順位 高等学校高等理科卒業者

第二順位 高等学校高等科文科卒業者。学習院高等科卒業

者。及び学部にて試験（高等学校に委託する

ことあり）を行い高等学校高等科卒業者と同等

以上の学力があると認めたる者

この改正の理由として、「實際ニ鑑ミ、従来ノ第六条規定ヲ本改

正ノ如ク更ニ細別制限ヲ加フル必要ヲ認ム」と挙げられているの

で、総長会議の協議決定は、学科課程などから見定められてし

かるべき内容と考えられていたことがわかる。

このように優先順位を定めていたとはいえず、第二順位以下につ

いては、幾つかの帝国大学の、幾つかの学部は更に順位を決めて

いた。例えば、東京帝国大学経済学部（経済学科・商業学科）では

大正十一年二月二日付けで次のような順位を決めている（資料<sup>47</sup>）。

第一順位 高等学校及学習院の高等科文科卒業者（二月十五

日迄に出願）

第二順位 高等学校及学習院の高等理科卒業者（二月十五

日迄に出願）

第三順位 検定試験合格者（一月二十日までに出願）

第四順位 高等学校及学習院卒業者と検定試験合格者（四月

二十日迄に出願）

京都帝国大学でも、総長会議の協議決定に基く規程の変更は見

られる。大正十年十二月発行の『京都帝国大学一覽』（自大正九年

至大正十一年）によれば、「京都帝国大学通則」に記された優先入

学の第一順位は高等学校高等科卒業となっているが、大正十二年

一月発行のもの（自大正十一年至大正十二年）では、法・文・経

済の三学部は高等学校及学習院の高等科文科卒業者、医・工・理

の三学部は高等学校及学習院の高等理科卒業者と改められた。

なお、改定後の第二順位以下は次のようになっていた。<sup>48</sup>

第二順位

法・文・経済三学部

高等学校及学習院の高等理科卒業者

医・工・理三学部

高等学校及学習院の高等科文科卒業者

第三順位 帝国大学学部所定の試験に合格した学士

第四順位 一学部より他学部にて転学を望む者

第五順位 他の帝国大学生にして転学を望む者

第六順位 京都帝国大学で臨時執行する入学試験（高等学校

に委託することあり）の合格者

第七順位 高等師範学校理科卒業者（理学部に限る）

〈補足…その後〉

帝国大学総長会議での協議決定事項の審議が進行中の、大正十

年四月二十三日、文部省令第二十七号が出され、学習院高等科卒

業者は大学入学に関して高等学校高等科と同等と定められた。東

京帝国大学では、一連の会議の決着がついた後の翌大正十一年五

月三十日の評議会で学部通則を改正してこれを認めた（七月二十

五日文部大臣認可）。<sup>49</sup>他大学でも同じ頃、優先入学の従前の第一順

位に学習院高等科の理科または文科を加えた。

〈補足・その後三〉

なお、この後、東京帝国大学では、大正十五年六月一日の評議会  
会で、高等学校高等科理科卒業者に文学部哲学科・教育学科・心  
理学科の優先入学の第一順位の枠を、高等学校高等科文科卒業者  
に農学部農業経済学科の優先入学の第一順位の枠を、定員外とし  
て与えることが協議されたが、決定するに到らなかった。<sup>50</sup>

⑤第二次募集についての優先順位は、東京・京都両帝国大学のみ、  
第一次募集と同一である。

〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

決定通り統一。他の帝国大学がその後同一となったかどうかは  
未詳。

〈従来〉

未詳。

⑥高等学校高等科卒業者は、大学への入学者選抜試験の結果入学で  
きなかった場合に、翌年も定員が超過したならば、再度入学者選  
抜試験を受験しなければならない。

〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

決定事項中には触れられていない。

〈従来〉

従来の高等学校大学予科卒業者は、大学への入学者選抜の結果  
入学できなかった場合に翌年に無試験で入学を許される場合が  
あった。これもまた、先入権と呼ばれていた。

この先入権は、東京帝国大学では、明治三十年十一月三十日評  
議会議決の「工科大学競争試験受験者心得」で導入され、明治三  
十一年九月二十七日の評議会議決により、分科大学通則の上に定  
められたが、明治四十年十二月十七日の評議会議決により分科大  
学の裁量に任せられ（文部大臣認可不明）、直後に工科大学で廃止と  
なり、明治四十三年に法科大学、大正五年に医科大学医学科、大  
正六年に農科大学で廃止となった。<sup>51</sup>

この方法は、他の帝国大学でも採用され、京都帝国大学の場合  
は、明治三十三年十二月七日に分科大学通則に付け加えられた「京  
都帝国大学入学ニ関スル附則」で明記された。<sup>52</sup>更に、東北帝国大  
学の「理科大学規程」でも明記され、九州帝国大学では「九州帝  
国大学医科大學規程」の入学に関する章に、「高等学校大学予科第  
三部卒業者中医学科志望者配当方法」による配当者が入学の第一  
順位として明記された。この配当方法は、後に(一)①で説明するも  
ので、翌年度の無試験入学を許すものであった。<sup>53</sup>

この方法は東京帝国大学では、大正六年には完全に姿を消した。  
しかし、各帝国大学の規程で見ると、京都帝国大学では工学部以  
外で、東北帝国大学では理学部で、高等学校旧制度の最後まで残っ  
ており、新制度高等学校への移行に際して、一斉に姿を消したと  
みられる。<sup>54</sup>

〈補足・変化した背景〉

従来の高等学校大学予科は法令上「帝国大学ニ入学スル者ノ為  
メ」（高等学校令）の教育機関であり、そのために大学に入学する

ことが本来保証されるべきだと考えられていた。旧制度高等学校の終り頃には、全帝国大学中で見ても保証している学部は少なくなってしまうが、その考えは生き残っていたとみられる。しかし、新高等学校令では、高等学校は「高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的ト」された。高等学校は大学と直結したものではなくなく、大学入学を保証すべきだとは考えられなくなった。

#### 〈補足・附属大学予科の場合〉

大学令に規定された附属大学予科は、この制度を採用し、その附属する大学への入学を無選抜とした。

⑦ある学部を受けるためには特定の外国語を修め、あるいは特定の学科を修めたことが必要、というような制限は設けない。

#### 〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

決定通り統一。

#### 〈従前〉

大学予科第一部、第二部は、同じ部の中でも進学先によって修めていた科目が異なっていたため、同じ部の中でも別の進学先に行くことは自由ではなかった。<sup>36)</sup>

#### 〈補足・統一の前提〉

高等学校が大学進学のための準備教育を行う機関ではなくなり、高等普通教育を受ける機関に改められたことの反映であろう。

#### 〈補足・決定に明示されていない統一〉

官立大阪高等学校は、大正十四年三月、従来他校ではなかった理科系で仏語を第一外国語とする者を初めて卒業させたが、その

際に文部省専門学務局長から東京帝国大学総長に宛てて、入学試験で外国語試験を課する場合に従前と異なった取り扱いを要すると、通牒された(大正十四年一月十九日付け)<sup>37)</sup>(資料3)。筆者は、大正十三年以前の入試問題を得ていないので前後の変化を比較することは出来ないが、大正十四年の入学試験問題を見ると、東京帝国大学の医・工・農の三学部では、英語、独語のほかに仏語が出題されているが、理学部は英語と独語のみであり、仏語が加えられたのは翌年からであった。<sup>38)</sup>高等学校での第一外国語の選択が進学先を制限しないように配慮されたわけである。

#### (二) 入学者決定方法

①入学者決定方法は試験であり、欠員があった場合にも出願期限を決めて試験を繰り返す。

#### 〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

決定通り統一。

#### 〈従来〉

入学者決定方法には、従来、学力試験のほか、少なくとも高等学校卒業成績順と抽籤が採用されていた。

前者については、筆者は東京帝国大学に関するもの三例とそれ以外の一例を見出した。それらは、少なくとも工学部を除き、規程等に見る限り、各高等学校の学力水準を全く同等と見做して各校に人数を割り振っていた。そのため、大学入学希望者は、自分の所属する高等学校の中で順位を争わねばならなかった。なお、

工学部の例については、そうしていたともしていなかったとも筆者には確認できていない。

東京帝国大学に関しては、明治三十六年から大正四年までの医科大学医学科、明治三十九年から大正五年までの農科大学、大正八年の工科大学（四月工学部に変る）であった。

医学部医学科のものは、各高等学校大学予科第三部卒業者から志望を募り、各高等学校の志望者数に比例して各高等学校に入学者の枠を配分し、志望者を東京帝国大学医科大学医学科、京都帝国大学京都医科大学（後、京都帝国大学医科大学）、京都帝国大学福岡医科大学（後、九州帝国大学医科大学）の三つの医科大学へ、卒業成績順位に応じて手順に従って割り振り入学させるというものであった。この配当方法は、明治三十七年から「高等学校大学予科第三部卒業者中医学科志望者配当方法」と名づけられた。<sup>58)</sup>

農科大学の場合は、東京帝国大学農科大学単独で学内規則「農科大学入学規程細則」により行われたが、やはり、各高等学校からの志望者数に比例して、各高等学校に入学者数枠を配分し、当該高等学校の卒業成績順に入学させるものであった。<sup>59)</sup>

工科大学・工学部では、大正八年七月の入学から十年まで、「工科大学入学規程細則」において高等学校在学中の「学業成績等二依り審査ノ上」入学者を定めることとしていた。<sup>60)</sup>ただ、この規程はその後、三年間改正されなかったが、実際には一年しか効力がなかった。大正九年三月十七日に「帝国大学工学部入学者配当方法」（資料4）が定められて、九年、十年には東京・京都・東北・

九州の四帝国大学の工学部（当時存在した帝国大学及び官立大学の工学部のすべて）共同の入学者決定が行われ、定員超過の場合、文部省により試験が行われたためである。

東京帝国大学の関わらない例として見出したのは、大正十年四月入学者に対する京都帝国大学医学科の入学者選抜である。当時の『官報』の広告には、その入学者決定方法として「入学志願者数収容員数二超過スルトキハ選抜試験ヲ施行セス各高等学校卒業ノ席次ヲ其儘分子ト為シ各高等学校卒業生総数ヲ分母トシテ得タル商ノ最小ナル者ヨリ順次入学ヲ許可ス」と書かれている。<sup>63)</sup>

また、抽籤による選抜は、筆者の確認し得た限りで、東京帝国大学で二つの例を見ることが出来た。抽籤は、京都帝国大学創立まもない明治三十年代始めの工科大学と、大正五年から数年間の法科大学である。

前者は、明治三十二年の高等学校長会議の決定によるもので、土木・機械・電気の三学科に限り、志望者を抽籤により、東京帝国大学と京都帝国大学に配当することになっていた（資料5）。但し、この年に実際に本人たちの意志を無視して配当することになったのかどうかは、明らかでない。

大正五年から数年間の法科大学では、入学者選抜試験の成績の下位の者に対して抽籤を行っていた。東京帝国大学法科大学は、京都帝国大学法科大学との間で入学者配当の取り決めを行い、東京帝国大学法科大学法律学科・政治学科・経済学科の入学志望者が収容定員を超過する場合、入学者選抜試験を行い、東京帝国大

学法科大学では定員五〇〇名の内、四五〇名までは試験の順位により入学を許すが、それ以下の者は抽籤により定員二五〇名の京都帝国大学法科大学と配分し、両方とも定員一杯入学させることとしていた(資料6)。

〈補足…その後の変化〉

東京帝国大学の場合、以後は、卒業成績順と抽籤は廃止されて学力試験を主とする一方で、学部によっては時期により体格検査、メンタルテスト(筆者は昭和五年の医学部薬学科のみ確認できた)、口頭試験、実験などが加えられるようになった。

②正科目以外(例えば随意科)を選抜試験科目にはしない。例えば第二外国語は出題しない。

〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

決定事項には触れられていない。前出(一)の⑦の敷衍とも解釈できるが、未詳である。

〈補足…統一成立と判断する根拠〉

大正十四年、十五年の東京帝国大学医学部医学科では、欧文和訳問題として、独文、英文、仏文を各一題ずつ出題し、その内の二題を解くように求めた(大正十三年以前は未詳)が、それについて、大正十五年五月六日付けで文部省専門学務局長から東京帝国大学総長に、以後このようなことのないように、という通牒が来ている(資料7)。大正十四年十月二十四日付け、昭和四年十一月七日付けの同様の内容の専門学務局長通牒も見られる(資料8、資料9)。

③当該大学のみが選抜試験施行を担当し、複数の大学に跨がる入学者選抜は行わない。

〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

決定中には触れられていない。

〈補足的説明〉

卒業成績順を入学者決定に利用している場合は、選抜機能を高等学校に委ねているとも考えられるが、ここではそれは大学が入学者決定を担当していると思ふことにする。なお、担当という語は、当時使われていた語でも法令用語でもないが、適当な語が見つからないので便宜的に使用する。

〈従来〉

大正十年までの入学者決定では、複数の大学に跨がる入学者決定が行われた場合があり、それを担当していたのも、当該大学とは限らず、文部省の場合があった。

複数の大学に跨がる入学者決定が行われていたことが筆者に明らかになったのは、明治三十六年から大正四年の各帝国大学医学部志望者の配当方法と、大正九、十両年の各帝国大学工学部志望者の配当方法による入学である。しかも、両者は文部省が入学者決定を担当していた。

医科大学医学部への入学者の決定の方は、高等学校大学予科第三部の卒業生の志望先と卒業成績順を文部省が集計し、文部省が配当方法に従って、三医科大学への配当を決定し、各帝国大学には配当された入学者名及出身校名を、各高等学校にはその卒業生

の入学先を通知するというものであった。<sup>75)</sup>

工学部への入学者の決定の方は、高等学校大学予科第二部甲類卒業者に、志望先として複数の志望帝国大学及び志望学科を順位付きで併願させ、配当方法に従って配当し、定員超過があった場合には、文部省が担当する選抜試験の結果で配当するというものであった。<sup>76)</sup>右の医学部の場合は、文部省は配当方法に従って配当しただけであったが、こちらでは実際に入学試験まで行ったわけである。

以上ほか、明治三十二年の工科大学の抽籤は、工科大学以外が選抜、即ち抽籤を担当したと想像されるが、それ以上のことは未詳である。<sup>77)</sup>また、大正五年以降の法科大学の抽籤の場合は、京都帝国大学の入学者選抜に東京帝国大学が関与したといえる。抽籤の担当者は明らかでない。<sup>78)</sup>

以上のように大学外の機関が入学者選抜を担当し得たのは、当時は大学への入学者の決定が必ずしも大学の行うものだと考えられていなかったからである。大正六年六月三十日の評議会では、「工科大学長提出ノ競争試験委員タルヘキ職員ハ恰モ暑中休課ニテ研究旅行ヲ為スノ時機ニテ辞退セントスル者多数ニテ困却スルヲ以テ自今文部省ニ於テ担当セラレ度云々ノ件ハ講究スルコト、ナル」という記録がある。<sup>79)</sup>また、一連の会議の内、大正十年十月四日の審議（前掲）の末尾に「工学部ニアリテハ選抜試験ハ従来ノ通り文部省ニ於テ適宜処理セラレ度希望」とあるのが、工学部志望者を対象とした文部省担当の試験を指していることは明らかで

あろう。

大正十一年以降は、東京帝国大学工学部の意向に拘らず、文部省による入学者決定は行われなくなるが、第二次大戦中の昭和十八年度に多少類似した方法が採用される。学部によっては、第二志望以下を他大学の同内容の学部等に指定することも可能とされ、そのため入学者銓衡協議会が文部省に設置されるのである。<sup>80)</sup>この点は本稿では立ち入らない。

④多くの学部が、第二志望以下の学科を指定できる。しかし、他大学の同内容の学科は第二志望以下に指定できない。

〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

前者については同意されているが、後者については決定中に全く触れられていないに近い。

〈従来〉

従来、第二志望以下の指定は、同一学部内の他学科を指定する方法と、同一内容の学科について、幾つもの大学を指定する方法とがあった。

前者の方法が、東京帝国大学に現れたのは、大正八年七月から施行の「工科大学入学規程細則」が最初であった。<sup>81)</sup>（施行時は工学部）。しかし、明治四十五年二月当時の九州帝国大学工科大学規程中の「入学規程」には、すでに高等学校大学予科で志望相当学科を卒業した入学志願者は、第一志望、第二志望の学科を入学願書に記入することとなっていた。<sup>82)</sup>また、東北帝国大学理学部でも、大正八年六月の募集の際に、第一志望から第四志望まで「何学教

室」と教室名を指定させている。<sup>(85)</sup>

後者の代表的なものは、明治三十六年から大正四年にかけて実行された医科大学医学科志望者の配当方法であった。これは、当時存在した三医科大学の何れかを、第一、第二、第三志望とするものであった。<sup>(86)</sup>

また、前出の明治三十二年の土木・機械・電気の三工学科の抽籤による振分けも、予定通り実施されたのであれば、第一志望が東京帝国大学工科大学電気工学科なら、第二志望は京都帝国大学理工科大学の電気工学科であったと捉えることができる。大正五年から数年間の法科大学における抽籤も、第一志望を東京帝国大学法科大学の一つの学科とすれば、第二志望が京都帝国大学法科大学の一学科となるわけで、やはり同様のものと捉えられる。

両方法を折衷したのも、大正九、十年年の帝国大学工学部志望者の配当方法で採用された。両年は、四帝国大学の工学部以下学者選抜が統一され、第一志望学科について、第一志望大学以下四大学までを指定させ、続いて第二志望学科についても複数の大学を指定させ、さらに第三志望学科についても同様にするという方法で、第十二志望学科までが指定できることとなっていた。<sup>(87)</sup>この方法は継続されなかった。

〈補足…その後〉

東京帝国大学の昭和三年当時の入学願書の用紙を見ると、法・医両学部以外は第二志望以下を記入する部分がある。工・理・農三学部は第三志望まで、文学部は第十九志望まで、経済学部は第

二志望までである。<sup>(88)</sup>

⑤二つ以上の帝国大学・学部に入學願書を出すことは防止する。

〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

決定中に、統一という形で明示されているわけではない。しかし、高等学校長会議の希望には、高等学校卒業者の願書は必ず高等学校を経由して提出させ、それ以外は受理しないようにするということがあり、その理由に「二箇以上ノ大学又ハ学部へ同時ニ願書ヲ提出スルカ如キ弊ヲ防カシカ為ナリ」とある上、京都帝国大学は「二箇以上ノ大学又ハ学部へ同時ニ願書ヲ提出スルカ如キ弊ヲ防カシカ為」という文句を付けることを条件それに同意している。

〈従来〉

右にあげたことは、当時二つ以上の大学又は学部に出願する例があつて問題化していたことを示している。また、高等学校では少くともたてまえの上では、帝国大学の受験には、一大学の学部しか出願させていなかったこともわかる。

〈補足…統一的に防止策をとることになったと判断する根拠〉

東京帝国大学では、通牒が発せられた直後の大正十一年二月二十一日に、この件に関して評議会で審議され、「新入学生ニシテ同時ニ二学部以上又ハ他ノ大学ニ入學ヲ出願スル者ノ処分ニ関シ在學証書提出期日ヲ確定シ身体検査勸行等ニ依リ取締ムル等ノ件協議アリ」と記録があり、「次会ニ案ヲ具シテ更ニ協議スルコト、ナル」とされている。その結果については筆者は記録を見出していないが、<sup>(89)</sup>

東京帝国大学においてもこの件が問題視されていたことはわかる。

東京帝国大学も、前出のように、大正十三年からは第二次募集以降に関して、他大学と軌を一にして、高等学校を経由させることとしたが、その理由として、文部省専門学務局長から東京帝国大学総長あての通牒（資料1）には、同一人が二箇以上の大学・学部に通牒を提出するようなことを防ぐためということが挙げられている。<sup>⑤</sup>

〈補足…帝国大学以外への出願について〉

官立大学は概ねこの決定に従っていたと思われるが、私立大学と公立大学は勿論別途に入学願書を提出できたはずである。

⑥選抜試験科目名が事前に通告される場合は、高等学校における生徒への告知は、三月三日に行う。

〈数年中に統一された内容と決定との違い〉

決定中には全く触れられていない。

〈従来〉

『官報』の広告欄に発表された例は多いが、通知を受けた高等学校でいっどのように生徒に告知していたのかは未詳である。

〈補足…その後〉

高等学校における生徒への告知は、大正十一年四月の入学の際には、前出のように三月五日となっていたが、翌十二年四月入学者のときから三月三日に改められる（資料10）。

(三) 大学側の意向で完全には実現しなかった高等学校長会議の希望事項

①選抜試験科目数はなるべく多くする。

〈補足…背景〉

東京帝国大学の場合、表8に見られるように法学部の試験科目が少なかった。

〈決定後〉

経済学部も、表9に見られるように、大正十三年から試験科目が一科目に減った。

高等学校長会議から、法学部と経済学部試験に対して科目増加の要求が度々あった。筆者が見出しただけで、大正十四年五月（資料11）及び、昭和三年の会議がある（資料12）。その他、昭和六年は、高等学校長会議で決定されたかどうかは未詳だが、昭和七年二月五日付の専門学務局長からの通牒に同様のことが挙がっている。<sup>⑥</sup>しかし、東京帝国大学の両学部は、表8、9から明らかのように、長く要求を受け入れない。

②欠員があるときは、他大学または他学部の不合格者でも入学させる。

〈従来〉

入学させた例が多かったと思われるが、詳細は未詳。

〈補足…決定について〉

第二次以下の募集の実施は、総長会議では「其ノ学部ニ缺員アラハ締切期限後ト雖モ入学ヲ許スコトアルヘキコト」という形で協議決定され、高等学校長会議では「許スコト」に改めてほしいということが、希望事項の一つとされた。文部省専門学務局長の通牒の段階では、各帝国大学とも成文上では応じ難いとしながら

表8 東京帝国大学法学部（法科大学）試験科目数

	外国語	その他
明治43～45年	1	0
大正2～8年	未詳	未詳
大正9～昭和8年	1	0
昭和9～11年	1	1
昭和12～13年	1	0
昭和14～17年	1	1
昭和18年	1	3

- 明治43年は収容予定数以下であったので、予定の試験を施行しなかった（『官報』43.8.29）。
- 昭和17年は4月と10月に入学があり、2度入学試験が行われた。
- 欧文和訳、和文欧訳の区別を無視し、外国語として一括した。すべて一カ国語である。
- 大正14年～昭和8年は、和訳文により国語漢文の学力をも考試した。
- 昭和15～18年の内の一科目は「高等学校ニ於テ修メタル諸学科ニ関スル一般的教養ヲ考試スルヲ目的トシタ「論文」」。

出典：『官報』登載広告。  
 広告日は（広告は数日間にわたって掲載されていたことがあるが、その内の一日のみ掲げる）、明治43.7.4、44.7.7、45.6.26、大正2.6.26、3.6.29、5.7.1、6.6.28、7.7.3、9.6.30、10.3.15、11.3.4、12.3.5、13.3.6、14.3.5、15.3.3、昭和2.3.5、3.3.8、4.3.5、5.3.8、6.3.5、7.3.4、8.3.3、9.3.3、10.3.2、11.3.3、12.3.3、13.3.3、14.3.3、15.3.5、16.3.4、17.2.16、17.7.18、18.7.1。

表9 東京帝国大学経済学部試験科目数

	外国語	その他
大正11～12年	1	1
大正13～昭和8年	1	0
昭和9年	1	1
昭和10年	1	3
昭和11年	1	2
昭和12～14年	1	1
昭和15年	1	2
昭和16年	1	1
昭和17～18年	1	2

- 昭和17年は4月と10月に入学があり、2度入学試験が行われた。
- 西洋史、国史、東洋史は、歴史と一括されているので1科目として数えた。
- 外国語は、英独仏の内1カ国語。少なくとも大正14年以降の外国語は、欧文和訳のみである。
- 大正14年～昭和15年までは欧文和訳の訳文で国語の学力をも考査した（昭和8、10年については推定）。

出典：『官報』登載広告、及び『帝国大学新聞』記事。  
 『官報』登載日は、大正11.3.7、12.3.6、13.3.6、14.3.5、15.3.6、昭和2.3.5、3.3.6、4.3.8、5.3.6、6.3.5、7.3.5、9.3.3、11.3.5、12.3.4、13.3.3、14.3.3、15.3.5、16.3.4、17.2.16、17.7.18、18.7.1。昭和8年、10年については、『帝国大学新聞』昭和8.3.6、10.3.4による。

も、第二次以降の締切日を設定している。  
 〈補足…その後の変化〉

文部省専門学務局長から東京帝国大学総長にあてて、大正十三年十二月十六日付けで「学生収容ニ関スル件」を通牒し、欠員ある場合にも入学者募集をしていないことがもしあるのなら、将来は満員に至るまで入学者を募集するように考慮を求めている（資料<sup>95</sup>）  
 13) ので、欠員があっても、入学者募集を行わないこともあった

らしい。  
 ③ 選抜試験科目は学部長から高等学校長に宛て「極秘親展書」で三月五日迄に到着するよう通知する。  
 〈従来〉

東京帝国大学では、当時医学部が入学試験科目を当日発表するという方法をとっていたらしい。いつからこの方法を採用したかは未詳<sup>96</sup>。他学部、また他帝国大学は未詳。

〈補足…統一が成らなかつた背景〉

試験当日に科目を発表する学部があつたことによる。

〈補足…以後〉

決定は、京都帝国大学では、医学部以外が、試験当日に科目を発表する方法を採ることとしたことを示している。しかし、いつまで継続したかは未詳である。

#### 四、考察

以上で、大学入試に関する大正十一年の決定について、決定された内容とそれに到達するまでの経緯を一次資料に即して明らかにし、また、それをきっかけとして統一された大学入学者選抜制度が従来の制度とどのように違つていたかを示した。

選抜に関して、新しい制度が従来の制度に対して持つていた特徴として、三重の意味で競争性が高かつたこと、しかも長期にわたつて安定することになつたということを挙げることができる。三重の意味とは、第一に、受験者個人々々が、出身校の枠を越えて参加する競争であり、第二に高等学校同士の競争であり、第三に各帝国大学・官立大学間での競争であつた。そして、その競争が二十年にわたつて続いて行くこととなつたのである。

競争を支えていたのは、入学者選抜の持つ入学者の選抜と分配という二つの機能の仕組みであつた。受験生は、出願した大学では試

験による競争で選抜され、また第一次募集の入学試験の際には、大学の一学部にしかな出願できないので、事前に受験する大学を選ぶということとで分配されるのである。

これを、高等学校を卒業して帝国大学に入学しようとする者の立場からいえば、次のようになる。新制度下では、定員超過の場合かならず入学選抜試験が行われるという前提ができあがり、その上、各帝国大学では一斉に願書受けが締切られ、定員超過の学科のみ殆ど一斉に入学試験が施行され、殆ど一斉に合格者が発表され、欠員のあつたところのみ殆ど一斉に第二次募集が行われるようになった。受験者は、一次募集の際、自己の実力と志望とを考慮して、一つの大学の一つの学部に対してのみ、幾つかの学科に順位を付けて出願し、不合格となれば、翌年再度挑戦する所謂「白線浪人」となるか、定員一杯にならなければ繰り返される第二次、第三次の募集に直ちに応募するのである。

従来の制度と比べると、受験者にとつても、受験者を送り出す高等学校にとつても、志望として選ばれる大学の学部にとつても、著しく競争があらわになるものであつた。従来においても、勿論競争はあつたが、このいずれにとつても競争性は低く、競争もそれ程あらわではなかつた。入学者の選抜方法も手続き・日程等も、大学ごと、学部ごとに異なり、またそれらの多くも持続せず、制度が全体的に不安定で変化を繰り返していた。本稿で採り上げた入学者決定方法の中でいえば、各高等学校の学力水準が全く同等であるという前提の方法や、不合格者の翌年度無試験入学の制度があつた。前者

は、明治三十六年から大正四年までの医科大学への高等学校大学予科第三部卒業順位による配当や、明治三十九年から大正五年までの東京帝国大学農科大学での高等学校大学予科第二部卒業順位による入学決定、また大正十年の京都帝国大学医学部での高等学校大学予科第三部卒業順位による入学決定に見ることが出来る。これらにおいては、競争は各高等学校内のみのものであった。後者は、明治三十一年に東京帝国大学工科大学に導入されたのが始まりで、一部の帝国大学の学部で大正十年まで生き残っていた。そのほかにも、以後に比べて競争があらわになりにくい方法があり、例えば、大正五年から暫く東京・京都両帝国大学法科大学では抽籤により下位の入学者を決定していた。また大正九、十年年の各帝国大学工学部への入学決定では、第一志望大学の第一志望学科に入学できないときは、第二志望大学の同一内容の学科へ配当するということになっていた。

こういう点で新しい制度は、より競争性の高いある意味で公平な制度であった。それが、その後多少の変更が加えられるにしても、約二十年の長きにわたって維持され、その上で受験者同士の競争のみならず、高等学校同士の競争にも、そして帝国大学同士の競争にも場を提供したのである。

大学同士の競争ということに絞れば、競争性の高さは一部の大学に志望が集中するという事に現れた。大抵の場合、一つのことを専門とする学科では、毎年同じ大学に入学志願者が集中し、そこでは毎年入学者選抜が行われるようになった。その結果、例えば同じ

医学科であっても大学ごとの入学の難易が固定化し、それが大学同士の序列であると、多くの人から解釈され、その解釈があまり入学者選抜のない学部にまで当て嵌められるということになった。本稿の最初の部分で紹介した昭和十年頃は、このような流れがかなり進行していたのだろう。そのようにして東京帝国大学を頂点とした秩序が成立したと考えられる。

右のように考えると、大正十一年の決定がかなりの蓋然性をもって激しい入学競争を生じさせたように思われて来るが、そう捉えるのが妥当かどうかの判断は容易ではない。というのは、大正十一年は、高等学校の増設、帝国大学と官立大学の増設の初期に重なるために、一方で、その決定がなくても同様の状況が生じたとする考えも成り立つからである。

もし、妥当でないとすれば、大正十一年の時点では、どのような入学者選抜制度を構築しても、制度からの影響は受けず、同様の状況が発生したということになる。そうであれば、志望者数の増加と収容数の増加が併行してあった以上、一部の大学への志望が突出することは必然的な結果であり、避けることは不可能であったということになる。そして、大正十一年の入学者選抜の方法と手続き・日程等の統一化の画期性は、四帝国大学が、高等学校長会議の希望を汲みながら、総長会議のレベルから各学部のレベルにおいてまで協議して制度を決定し、それが長く継続したという意味においては認められても、大学入試の歴史的流れを左右したというほどの重要な意味はなかったことになる。

妥当であるかどうかを判断するためには、少なくとも次の二点を、当時発生していた社会的な事象に基づいて明らかにすべきである。

第一に、従前は仮に一部の大学に志望が集中していたとしても（東京帝国大学法科大学でそのようなことが顕著に見られた）、それは偶発的なものであって、大学間の序列と言うべきものではなかったこと。それに対して、以後の一部の大学への志望の集中は、恒常的であり、かつ入学の難易による序列が早い時期に成立していたこと。

第二に、一部の大学への志望の集中は、高等学校側の卒業生の増加や大学側の収容数の増加とは別の次元とでもいうべきものであったこと。逆に言えば、従来のままの入学者選抜制度であれば、数の増加があっても、一部の大学への志望の集中という現象は極端化せず、従って入学の難易の固定化も序列化も起こらない蓋然性がかなり認められるということ。

右の二点の解明は、今後の実証的研究に待たねばならないわけだが、多少とも正しければ、大正十一年の決定は今日の我々にとって大変示唆的である。というのは、もし別の選択をとったらどうなっただろうか、あるいは、一大学が突出せず、第二次大戦後急速に大学数が増加する中で幾つもの大学に頂点が分散するような状況も生れ得たのではないか、ということを考える余地が生れるからである。勿論別の選択といっても、実現不可能なものを想定するのはあまり意味のあることではないが、この時は統一化とは著しく異なった選択をすることが可能であった。即ち、現状を維持すれば、試験によって選抜するかどうかを含めて、短期的な変化を繰り返す不安

定な制度、大学・学部ごとに著しく異なつたばらつきの大きい制度が存続したはずだったのである。

捨てられた方の現状維持という選択を、当事者たちがどのように考えていたか、については今のところ資料が見つかっていない。また捨てざるを得ない状況であったのかどうかについても、筆者は判断するだけの資料に欠いている。しかし、我々が、一大学を頂点とした秩序に対して疑念を持ち、その将来の在り方を考えてみようとするならば、捨てられた方の選択に見るべきものがあるに違いない。

大正十一年の決定は、一部の大学への志望者の集中、大学入試の激化、大学の入学の難易の固定化、そして一大学を頂点とした暗黙の序列のある秩序の成立へと続く展開の中で、どのように位置づけらるべきなのか。そこには、どのような因果関係を見ることが出来るのか。それを明確にすることは、直接今日に関わる課題である。

〔付記〕本研究は、平成元年度科学研究費補助金（一般研究C）を受けた「入学試験の制度及び試験問題の分析に基づく近代日本の学力の歴史的研究」（研究代表者稲垣忠彦）の一環として行ったものである。

注

（1）佐々木享（研究代表者）『わが国大学入学試験制度史の総合的調査研究（アーティキュレーション問題を中心に）』（昭和62年度科学研究費補助金（一般研究（B））研究成果報告書）二七―三六頁

（2）潮木守一は、明治三十年代の東京帝国大学法科大学と京都帝国大学

法科大学の入学者の高等学校卒業順位にかたよがりが見られないことから、同様のことを指摘している(潮木守一『京都帝国大学の挑戦—帝国大学史のひとこま—』名古屋大学出版会、昭和五十九年、一四七—一五三頁)。

- (3) 筆者はすでに、「東京帝国大学入学選抜における、翌年度入学の「先入権」制度—明治三十(一八九七)年の導入から大正六(一九一七)年の廃止まで—」『東京大学史紀要』第七号(一九八九年、東京大学史料室発行)でこの点を指摘した。ただし、板倉聖宣『私の評価論』一九八九年、国土社、二九二頁によれば、明治三十年に東京帝国大学工科大学電気工学科で二人の入学希望者に対して初めての入学試験が実施された。この点に関しては、東京帝国大学本部事務局の公文書綴『文部省往復』の明治三十年の分が散佚しており、筆者はまだ事実を確認していない。
- (4) 所澤潤「東京帝国大学入学選抜における、翌年度入学の「先入権」制度—明治三十(一八九七)年の導入から大正六(一九一七)年の廃止まで—」『東京大学史紀要』第七号、一九八九年、東京大学史料室
- (5) 東京大学百年史編集委員会(編)『東京大学百年史』通史二、東京大学、昭和六十三年、五〇—一五〇二頁
- (6) 筆者は、一九八九年八月二十八日の日本教育学会大会における発表「東京帝国大学入学選抜制度の史的展開」でこれを時期区分とした。
- (7) 佐々木享、前掲(1)、九—一五頁
- (8) この一部は東京大学史料室で公開されている。
- (9) 『日本帝国文部省第四十八年報』(大正九年度)上巻、二頁
- (10) 『日本帝国文部省第四十九年報』(大正十年度)上巻、一頁
- (11) 注(26)に引用する文書の傍頭からわかる。原文は孔版刷りで、傍線の部分のみ筆で書き加えられている。それにより、各帝国大学から書

記官か、それと類似の官職にある者が会議を行ったことがわかる。

- (12) 前掲(9)
- (13) 『官立大学事務打合せ関係』自大正十至大正十五年(東京大学事務局庶務課文書J2)、大正十二年の部分
- (14) 評議会記録の要旨
- (15) 東京大学百年史編集委員会(編)『東京大学百年史』資料一、東京大学、昭和五十九年、六六九頁
- (16) 同右、六七七—六七八頁
- (17) 同右
- (18) 前掲(10)
- (19) 前掲(13)
- (20) 前掲(14)
- (21) 同右
- (22) 注(26)の資料。資料1—3。
- (23) 東京大学百年史編集委員会(編)、前掲(15)、六七六—六七八頁
- (24) 前掲(14)
- (25) 『捺印録』自大正十一年至大正十二年(東京大学史料室保管F18)、一三五丁以下
- (26) 『文部省往復』大正十一年(乙)(東京大学史料室保管A144)、四の二八丁以下
- (27) 同右、四の三二丁
- (28) 前掲(14)
- (29) 東京大学百年史編集委員会(編)、前掲(15)、六七九—六八〇頁
- (30) 同右、六八〇頁
- (31) 同右、六五二—六五三頁
- (32) 同右、六八〇頁

- (33) 『昭和七年文部省例規類纂』文部大臣官房文書課、昭和八年、二〇  
 一二一頁（『文部省例規類纂』復刻本第五卷、昭和六十二年、大空社）
- (34) 『文部省往復』大正十三年（乙）（東京大学史料室保管A150）、八丁  
 (35) 同右、九丁
- (36) 例えば、大正十四年の東北帝国大学の場合、少なくとも理学部、工  
 学部、法文学部が二次募集を行った。『官報』三七五三三号（大正十四年  
 二月二十七日、六六三頁）、三七五四号（二十八日、六九四一六九五頁）、  
 三七五五号（三月二日、一一頁）
- (37) 東京大学百年史編集委員会（編）、前掲(15)、六五二一六五三頁
- (38) 同右、六六九頁
- (39) 「本学年入学学生生徒学科並入学前ノ修業学校別 大正八年九月末  
 調べ」『東京帝国大学一覽』（従大正八年至大正九年）東京帝国大学、  
 大正九年（東京大学史料室所蔵）
- (40) 「本学年入学学生生徒学科並入学前ノ修業学校別 大正九年九月末  
 調べ」『東京帝国大学一覽』（従大正九年至大正十年）東京帝国大学、  
 大正十年（東京大学史料室所蔵）
- (41) 「本学年入学学生生徒学科並入学前ノ修業学校別 大正十二年九月  
 末調べ」『東京帝国大学一覽』（従大正十二年至大正十三年）東京帝国  
 大学、大正十三年（東京大学史料室所蔵）
- (42) 「本学年入学学生生徒学科並入学前ノ修業学校別 大正十五年九月  
 末調べ」『東京帝国大学一覽』（従大正十五年至昭和二年）東京帝国大  
 学、昭和二年（東京大学史料室所蔵）
- (43) 東京大学百年史編集委員会（編）、前掲(15)、六七五頁
- (44) 同右、六七七―六七八頁
- (45) 同右、六六九―六七〇頁
- (46) 同右、六七七―六七八頁
- (47) 前掲(25)、一三九丁以下
- (48) 『京都帝国大学一覽』（自大正九年至大正十一年）京都帝国大学、大  
 正十年、一一八―一九頁（東京大学総合図書館所蔵）。『京都帝国大  
 学一覽』（自大正十一年至大正十二年）京都帝国大学、大正十二年、  
 一一四―一二五頁（東京大学総合図書館所蔵）
- (49) 東京大学百年史編集委員会（編）、前掲(15)、六七九―六八〇頁。評  
 議会記録の要旨。
- (50) 前掲(14)
- (51) 所澤、前掲(4)
- (52) 『京都帝国大学一覽』（従明治三十四年至明治三十五年）京都帝国大  
 学、明治三十四年、四七―五二頁、『京都帝国大学一覽』（従明治三十  
 八年至明治三十九年）京都帝国大学、明治三十九年、一五三頁、及び  
 『官報』五二五〇号、明治三十四年一月四日、一一頁。（いずれも東  
 京大学総合図書館所蔵）
- (53) 『東北帝国大学理科大学一覽』（自大正三年至大正四年）東北帝国大  
 学、大正四年、四八頁（東京大学総合図書館所蔵）
- (54) 『九州帝国大学一覽』（従明治四十四年至明治四十五年）九州帝国大  
 学、明治四十五年、七二頁（東京大学総合図書館所蔵）
- (55) 各大学の一覽に書かれている規則がその通り実行されていれば、そ  
 ういうことになる。
- (56) 大正六年四月二十七日改正の「高等学校大学予科入学者選抜試験規  
 程」（文部省令第四号）によれば、第一部は、進学先と語学により甲、  
 乙、丙、丁の四類に、第二部は、進学先により甲、乙、丙の三類に分  
 かれていた。
- (57) 『文部省往復』大正十四年（甲）（東京大学史料室保管A152）、一  
 九五丁

- (58) 『帝国大学新聞』大正十四年四月二十日、四一五頁、大正十五年五月二十四日、附録二一三頁(復刻版帝国大学新聞)全一七卷、別巻一、一九八四—一九八五年、不二出版)
- (59) 『文部省往復』明治三十六年(二冊之内甲)(東京大学史料室保管A11)、一丁以下、及び『文部大臣達』自明治三十二年至大正二年(東京大学史料室保管M15)、三六八丁以下。所澤、前掲(4)中に同配当方法全文を引用。
- (60) 同右。及び東京大学百年史編集委員会(編)『東京大学百年史』資料二、昭和六十年、東京大学、七五四頁
- (61) 評議会記録の要旨、及び東京大学百年史編集委員会(編)『東京大学百年史』資料二、昭和六十年、東京大学、五四六頁
- (62) 『文部省往復』大正九年(甲)(東京大学史料室保管A140)、一七〇丁以下、及び一八三ノ一丁。この細則を決定した評議会は、大正七年六月十一日であったが、記録の要旨には「入学規程細則設置ノ理由」として「競争試験ニ伴フ弊害ト学生受験ノ度数トヲ省カンガ為競争試験ヲ廃止シ席次案分配法ヲ以テ入学者ヲ定メントスルニアリ」とある。この件は、既に大正五年四月十八日にも審議しており、ここでは「席次百分率配当法」という語も現れているので、この「席次案分配当法」は、医科・農科両大学の例と同様に各校に同等に入学枠を割り振っているのではないかと想像されるが、筆者には確認できていない。
- (63) 『官報』二五五七号、大正十年二月十二日、二七〇頁
- 広告の内容は次の様なものである。
- 高等学校大学予科第三部卒業生ニシテ本学部ニ入学セントスル者ハ  
 本月二十八日マテニ各出身高等学校ヲ経テ入学願書ヲ差出スヘシ而  
 シテ入学志願者数収容員数ニ超過スルトキハ選抜試験ヲ施行セス各  
 高等学校卒業ノ席次ヲ其儘分子ト為シ各高等学校卒業生総数ヲ分母
- トシテ得タル商ノ最小ナル者ヨリ順次入学ヲ許可ス  
 大正十年二月  
 京都帝国大学医学部
- (64) 『文部省往復』明治三十二年(東京大学史料室保管A105)、三一一丁以下
- (65) 『分科大学各内往復書類』自明治四十四年至大正五年、八〇丁以下、D19(東京大学本部事務局庶務部庶務課文書)
- (66) 『部局往復』自大正六年至大正八年(東京大学史料室保管D20)、四九丁以下
- (67) 例えば『帝国大学新聞』大正十四年三月十六日、三頁、昭和九年三月二十一日、二頁(前掲復刻版)
- (68) 『帝国大学新聞』昭和五年三月十日、四頁、同十七日、二頁(前掲復刻版)
- (69) たとえば『帝国大学新聞』昭和四年三月四日、五頁(前掲復刻版)
- (70) 同右
- (71) 『帝国大学新聞』大正十四年四月二十日、四頁、大正十五年五月二十四日、附録三頁(前掲復刻版)
- (72) 『文部省往復』大正十五年(乙)(東京大学史料室保管A156)六二三丁
- (73) 同右、六二四丁
- (74) 『文部省往復』昭和四年(専門学務局其他)(東京大学史料室保管A168)、一の第四二件
- (75) 所澤、前掲(4)
- (76) 前掲(62)。また本稿末尾の資料2参照。
- (77) 前掲(64)
- (78) 前掲(65)、(66)
- (79) 前掲(14)
- (80) 「昭和十八年帝国大学及官立大学入学試験ニ関スル件」(昭和十八年

六月十五日、発專二二一号、文部省専門学務局長)『文部省復調』昭和十八年(東京大学史料室保管A 22)八八丁以下。同じ通牒が、増田幸一他『入学試験制度史研究』東洋館出版社、昭和三十六年、二七七―二八二頁に翻刻されている。

(81) 前掲(61)

(82) 前掲(54)、一〇五頁

(83) 『官報』二〇六六号、大正八年六月二十四日、五八五頁

(84) 所澤、前掲(4)

(85) 前掲(64)

(86) 前掲(65)、(66)

(87) 前掲(62)

(88) 『文部省復調』昭和三年(学校衛生課体育課専門学務局)(東京大学史料室保管A 164)二九丁以下

(89) 前掲(14)

(90) 前掲(34)、八丁以下

(91) 大正十二年一月十一日、文部省専門学務局長通牒(発專六号)、『文部省復調』大正十二年(乙)(東京大学史料室保管A 147)、一四四丁

(92) 「高等学校長会議決議事項」(大正十四年五月五日開会十五日閉会)、前掲(72)、七一五丁以下

(93) 昭和三年八月三十一日、文部省専門学務局長通牒(発專二二二号)、前掲(88)、四七五丁以下

(94) 前掲(33)

(95) 『文部省復調』大正十三年(甲)(東京大学史料室保管A 14)二の五〇丁

(96) 『帝国大学新聞』大正十五年三月八日、三頁(前掲復刻版)には、同年の入学試験について「医学科は例によつて課目を前以て発表せず試験場で不意打を食はず方針らしい」と書かれている(振り仮名省略)。

#### 資料

特記しない限り、東京帝国大学で押印された部分や書加えられた注記等は翻刻せず、それが発せられた時の形のままで翻刻し、朱記等による訂正がある場合は訂正済のもののみをあげた。〔〕内は翻刻者において補った部分である。

(資料1-1)

〔出典』文部省復調』大正十三年(乙)(A 150)、六の九丁〕

文部省発專九号

大正十三年一月二十八日

文部省専門学務局長栗屋 謙印

東京帝国大学総長古在由直殿

高等学校卒業生ニシテ貴学ニ入学セムトスル者ノ願書ハ從來第一次願書受理締切期日(二月十五日)迄ニ出願スル者ニ限り出身高等学校ヲ經由スルヲ要シ第二次以降ニ属スル願書ハ經由不要ノ御取扱ニ有之タル処高等学校ハ同一人ニシテ二箇以上ノ大学又ハ学部へ同時ニ願書ヲ提出スルカ如キ弊ヲ防ク必要モ有之ニ付貴学ニ於テモ他大学ノ取扱ト同様総テ經由ヲ必要トスルコトニ御取扱相成様御配慮相煩度御依頼ニ及フ

追テ学習院卒業生ノ願書モ本文同様御取計相成度尚高等学校及学習院へハ本文ノ通貴学ニ依頼ノ旨通知致置キタルニ付御了知相成度

(資料1-2)

〔資料1-1を各学部長へ伝える文書案。出典』文部省復調』大正十三年(乙)(A 150)、八丁、二月二日送達済〕と欄外注記。この資料は東京帝国大学側が発した文書の起案文なので、起案の印章も示した〕

東京帝国大学 乾第六一号 大正十三年一月三十日

庶務課(印)(四人分)

課長(印)

総長(印)

案

従来高等学校卒業生ニシテ本学ニ入学セムトスル者ノ願書ハ第一次願書受理締切期日(二月十五日)迄ニ出願スル者ニ限り出身高等学校ヲ經由スルヲ要シ第二次以降ニ属スル願書ハ經由不要ノ取扱ニ有之候処右ニ関シ今般文部省専門学務局長ヨリ別紙写之通申越ノ次第モ有之候ニ付爾今本学ニ於テモ総テ出身学校經由ヲ必要トスルコトニ御取扱相煩度依命此段及御通知候也

年月日

各学部長宛

書記官

(資料1-3)

[資料1-2の貼付文書(送達された文書についてのメモのようなもの)。出典:『文部省往復』大正十三年(乙)(A150)、六の八丁]

本件ハ大正十年十月ノ各大学書記官会議ニ於テ本学ノミハ第二次締切以降ノ願書ハ必スシモ高等学校經由不要ノコトニ申合(他大学ハ総テ高校經由ニ同意)相成居リ候モ本学各学部(法、工学部ノ如キ第一締切迄ニ直ニ満員トナル学部ハ問題ナシ)ニ於ケル實際上ノ取扱方ハ何レモ概テ高等学校經由ト致居リ其ノ精神ニ於テハ文部省ノ本申越ニ寧ロ同意ヲ表シ居リ候

但シ文、農学部ニ於テハ仮ニ他大学ニ最初入学出願シ不合格トナリシ者最終締切期日(四月二十日)間際ニ至リ本学ニ入学出願セントスル場合該願書ヲ絶対ニ高校經由ヲ要ストナラバ該書締切期日迄ニ本学ニ不到着ノ虞アリトノ少数意見有之候モ右ニ関シテハ今後不便甚シケレバ更ニ其際文部省ニ具陳シテ可ナリト存シ候

即チ異ニ本学ニ於テハ入学願書ヲ全部高校經由ニ不同意ナリシガ文部省申越ノ次第モアリ且本件ニ関シテハ既ニ高等学校等へ通知シタル趣ニ付本案ヲ以テ各学部へ通牒可然乎(本件ハ本学通則ニ抵触セズ)(印)

(資料2)

[出典:『捺印録』自大正十一年至大正十二年(F18)、一三九丁以下)本学部各学科ニ於ケル入学者ノ順位ヲ左記ノ通相定メ候間申候也(専門学務局ニハ及御通知候也)

大正十一年二月二日

東京帝国大学経済学部長山崎覚次郎(印)  
東京帝国大学総長古在由直殿

記

第一条 経済学科、商業学科ノ各学科ニ於テハ高等学校及学習院ノ高等科文科ノ卒業生ニシテ二月十五日マデニ入学願書ヲ差出シ当該学科ヲ第一志望トスル者ヲ收容ス

第二条 前条ノ入学志願者ノ数ガ当該学科ノ定員ニ超過スルトキハ選抜試験ヲ行フ

第三条 第一条ノ入学志願者ノ数ガ定員ニ満タサルトキハ同条ノ志願者ニシテ当該学科ヲ第二志望トスル者ヲ收容ス

此ノ場合ニハ第二条ノ規定ヲ準用ス

第四条 第三条ノ入学志願者ヲ收容シテ尚ホ定員ニ満タザルトキハ二月十五日マデニ入学願書ヲ差出セル高等学校及学習院ノ高等科理科卒業生ヲ收容ス

此ノ場合ニハ第一条乃至第三条ノ規定ヲ準用ス

第五条 第四条ノ入学志願者ヲ收容シテ尚ホ定員ニ満タサルトキハ一月二十日マデニ入学願書ヲ差出セル検定試験合格者ヲ收容ス

此ノ場合ニハ第一条乃至第三条ノ規定ヲ準用ス

第六條 第五條ノ入学志願者ヲ収容シテ尙ホ未定員ニ滿タサルトキハ四月二十日マテニ入学願書ヲ差出セル者ニ対シ第一条乃至第五條ノ規定ヲ準用ス  
以上

(資料3)

〔出典：『文部省往復』大正十四年(甲)(A152)、一九五丁〕

發專一八号

大正十四年一月十九日

文部省専門学務局長粟屋 謙印

東京帝国大学総長古在由直殿

高等学校高等科理科丙類卒業者ノ大学入学ニ関スル件

従来高等学校高等科卒業者ニシテ仏語ヲ第一外国語トセルモノハ文科ニ限ラレタル処本年ヨリハ大阪高等学校ニ於テ理科丙類ノ卒業者ヲ出スコト、相成従テ大学入学出願者ニ対シ入学選抜試験ニ外国語ヲ課スル場合等ノ如キ従前ト異リタル取扱ヲ要スルコト、可相成ニ付御了知置有之度為念通牒ニ及フ

(資料4-1)

〔出典：『文部省往復』大正九年(甲)(A140)、一七二丁以下〕

文部省發專二八号

東京帝国大学

帝国大学工学部入学者配当方法左ノ通定ム

大正九年三月十七日

文部大臣中橋徳五郎印

帝国大学工学部入学者配当方法

大正十一(一九二二)年における大学入学者選抜の統一化

一、高等学校大学予科二部甲類卒業者ハ六月十日迄ニ別記様式ノ名票ヲ当該学校長ヲ經テ文部省ニ提出スヘシ

二、文部省ハ前項ノ名票ニ基キ之ヲ各大学各学科ニ配当シ其ノ結果ヲ六月二十日迄ニ当該大学及学校ニ通知スルモノトス

三、某大学某学科ニ於テ入学志望者数ヲ定収容数ニ超過セル場合ニ於テハ当該学科ニ限り文部省ニ於テ選抜試験ヲ施行ス

四、前二項ノ方法ニ依リ入学者決定シタルトキハ七月十五日迄ニ当該大学並学校ニ通知スルモノトス

五、選抜試験ノ学科目ハ高等学校大学予科二部甲類ニ於ケル履修学科目ニ付文部省ニ於テ之ヲ定ム

六、選抜試験ノ場所ハ各高等学校トシ同時ニ之ヲ行フ

七、入学志望者ハ其ノ入学セントスル学科及大学ヲ指定スヘシ

一 土木工学科

一 機械工学科

一 船舶工学科

一 造船工学科

一 造兵工学科

一 電気工学科

一 建築学科(京都、九州ハ土木工学科)

一 応用化学科(京都ハ工業化学科、東北ハ化学工学科)

一 火薬学科(京都ハ工業化学科、九州ハ応用化学科、東北ハ化学工学科)

一 採鉱学科(京都ハ採鉱冶金学科)

一 冶金学科(同右)

一 鉄冶金学科(京都ハ採鉱冶金学、九州ハ冶金学科)

八、入学志望者ハ志望ノ学科及志望大学二箇以上ヲ併セ指定スルコトヲ

得此場合ニ於テハ志望ノ学科及志望ノ大学ニ就キ各其ノ志望ノ順位ヲ定ムルモノトス

九、第三項ニ依リ選抜試験ヲ施行シタル場合ニ於テハ左ノ方法ニ依リ之ヲ配当ス

イ志望者ノ超過セル大学ノ学科ニ就キ入学セシムヘキ者ヲ試験ノ成績順ニ依リ配当ス

ロ前号ノ場合ニ於テ試験成績相同シキトキハ抽籤ニ依ル(以下之ニ同シ)

ハ第一志望大学ノ第一志望学科ニ配当セラレサリシ者ハ第二志望大学ノ第一志望学科ニ配当ス(缺員アル場合ニ限ル以下之ニ同シ)

ニ第二志望大学ノ第一志望学科ニ配当セラレサリシ者ハ第三志望大学ノ第一志望学科ニ配当ス

ホ第三志望大学ノ第一志望学科ニ配当セラレサリシ者ハ第四志望大学ノ第一志望学科ニ配当ス

ヘ前各号ニ依リ第一志望学科ニ配当セラレサリシ者ハ第二志望学科ニ付第一志望学科ニ於ケルト同一ノ方法ニ依リ配当ス以下之ニ準ス

十、二部乙類卒業生ニシテ不足学科ヲ履修セル者ハ缺員アル場合ニ限リ工学部ニ入学スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於ケル出願期限ハ京都及九州ハ六月十五日、東北ハ六月二十日トス

十一、前項ノ者ヲ收容シ尚缺員アル場合ニ於テハ学習院高等科卒業生及二部甲類卒業生以外ノ者ニシテ入学検定試験ニ合格シタル者ヲ入学セシム

十二、前項ノ者ヲ收容シ尚缺員アル場合ニ於テハ帝国大学工学部入学者配当方法ニ依リ配当ニ漏レタル二部甲類卒業生ヲ入学セシム

●卒業学校 ●氏名	志望大学		第一志望		第二志望		第三志望		第四志望	
	順位	大学	第一志望	第二志望	第三志望	第四志望	第五志望	第六志望	第七志望	第八志望
志望学科 順位			第一志望	第二志望	第三志望	第四志望	第五志望	第六志望	第七志望	第八志望
			第九志望	第十志望	第十一志望	第十二志望				
番号			得点		決定		大学		学科	

(名票ノ裏面ニ記入スヘキ事項)

- 一、本票折ルヘカラス
- 二、本票各欄中・符ヲ付セル箇所ニハ所要事項ヲ記入シ他ノ箇所ニハ何等記入スヘカラス
- 三、卒業学校欄ニハ「一高」「二高」「三高」……ト記入スヘシ
- 四、氏名欄ニハ各自ノ氏名ヲ記入シ振仮名ヲ施スヘシ
- 五、志望大学順位欄ニハ「東京」「京都」「九州」「東北」等記入スヘシ
- 六、志望学科順位欄ニハ「土木工学科」「機械工学科」「船用機関学科」「船舶工学科」「造兵学科」「電気工学科」「建築学科」「応用化学科」「工業化学科」「化学工学科」「火薬学科」「探鉱学科」「冶金学科」「鉄冶金学科」「探鉱冶金学科」ト記入スヘシ
- 七、文字ヲ記入スルニハ総テ黒色インキ、ペンヲ用フヘシ

(資料 4-12)

〔出典：「文部省往復」大正九年(甲)(A140)、一八三ノ一丁〕  
 発専八四号

帝国大学工学部入学者配当方法中左ノ通改ム

大正九年六月五日

帝国大学(北海道帝国大学ヲ除ク)

文部大臣中橋徳五郎印

第七項中「一、船舶工学科」ノ次ニ「一、航空学科」ヲ加ヘ、「一、建築学科」ノ下「(京都、九州ハ土木工学科)」ヲ削ル

(資料5)

〔原文には朱記訂正の部分があるが、ここには訂正済の部分のみあげた。出典：『文部省往復』明治三十二年(A105)、三三三丁以下〕

文部省  
文書課  
亥專甲一二五四号

本年各高等学校大学予科卒業生ヲ両帝国大学へ分配入学セシムル件ニ関シテハ先般高等学校長会議ニ於テ土木機械及電気ノ三学科志望者ヲ除クノ外ハ総テ当人ノ志望ニ任セ唯右三学科志望者ニ限り本年ニ在リテハ抽籤ニ依リテ東京ト京都トニ配当スルコトニ議決致シ本省ニ於テモ右議決ノ通被聞置候処貴学分科大学通則第二ノ第八條ニ「入学ヲ願フ者ハ云々六月十五日迄ニ分科大学長へ出願スヘシ」トアルニヨリ該期限内ニ貴学工科大学土木機械及電気ノ三工学科へ入学ヲ出願シタル者ノ内卒業試験ニ落第シタル者アル場合ニ於テハ饒令(縦令の誤記か)予定員ニ空位ヲ生スルモ更ニ他ノ者ヲシテ代リ入学ヲ出願セシムル能ハサル儀ト看做ストキハ入学志望者ノ不便尠カラサルニ付右期限内出願人員以内ニアリテハ落第者アルトキハ他ノ入学志望者ヲシテ代リ入学セシメラレ候条御取計有之度就テハ過日辰野工科大学長へ面会ノ際右ノ旨趣及内議候処該学長ニ於テハ別段異存無之趣ニ候へ共愈々前陳ノ通御取計相成差支無之候哉尚ホ為念承知致置度候間至急何分ノ儀御回報有之度此段及照会候也

明治三十二年五月十五日

文部省専門学務局長文学博士上田万年印

東京帝国大学総長理学博士菊池大麓殿

(資料6-1)

〔出典：『分科大学各部署学内往復書類』自明治四十四年至大正五年(D19)、八〇丁以下〕

大正十一(一九二二)年における大学入学者選抜の統一化

今般別紙之通各高等学校へ通知致候条此段申進候也

大正五年六月八日

東京帝国大学御中

東京帝国大学法科大学印

(別紙)

法科大学入学志望者收容方法ニ関シ東京京都両法科大学協議ノ上本年限り東京法科大学法律学科、政治学科、経済学科收容定員ヲ超ユル入学志望者アルトキハ試験ニ依リ四百五十名ヲ入学セシメ尚ホ試験ニ応シテ入学スルコトヲ得サル者ニ付テハ抽籤ニ依リ両法科大学へ各其定員(東京五百名京都式百五十名)ニ連スル迄入学セシムルコトニ相定メ候間此段及御通知候也

大正五年六月八日

東京帝国大学法科大学

京都帝国大学法科大学

(資料6-2)

〔出典：『部局往復』自大正六年至大正八年(D20)、大正六年四九丁以下〕  
昨二日別紙之通各高等学校へ通知致候此段及御通報候也

大正六年

東京帝国大学法科大学印

庶務課御中

(別紙)

法科大学入学志望者收容方法ニ関シ東京京都両法科大学協議ノ上当分ノ内東京法科大学法律学科、政治学科、経済学科收容定員ヲ超ユル入学志

望者多数ナルトキハ試験ニ依リ四百五十名ヲ入学セシメ尚ホ試験ニ応シテ入学スルコトヲ得サル者ニ付テハ抽籤ニ依リ兩法科大学へ各其定員(東京五百名、京都式百五十名)ニ達スル迄入学セシムルコトニ相定メ候間此段及御通知候也

大正六年七月二日

東京帝国大学法科大学長法学博士土方 寧  
京都帝国大学法科大学長法学博士中島玉吉

(資料7)

〔出典：『文部省往復』大正十五年昭和元年(乙)(A156)、六二三丁〕

京大專八五号

大正十五年五月六日

文部省専門学務局長 粟屋 謙印

東京帝国大学総長 古 在 由 直 殿

大学入学選抜試験ニ於テ高等学校ノ必修科目以外ニ随意科目ヲモ課スルコトハ支障アル旨客年十月二十四日付京大專一八〇号ヲ以テ及通牒置キタル処本年貴学医学部医学科ノ選抜試験ニ於テ外国語ニケケ国語ヲ課シタルヤノ趣ニ有之右ハ支障尠カラサルニ付将来ハ如斯コト無之様篤ト御注意相成度此段通牒ニ及フ

(資料8)

〔この文書は、資料7にあげた文書のための「参照」と付箋が付けられて綴じ込まれているが、文部省専門学務局長の公印が押されており、原文書である。出典：『文部省往復』大正十五年昭和元年(乙)(A156)、六二四丁以下〕

京大專一八〇号

大正十四年十月二十四日

文部省専門学務局長 粟屋 謙印  
東京帝国大学総長 古 在 由 直 殿

今般某大学ヨリ別記甲号ノ通照会アリ之ニ対シ乙号ノ通回答シタルニ付御承知相成度為念通牒ニ及フ

甲 号 入学選抜試験科目ニ関スル件

本学ニ於テ入学選抜試験ヲ施行ノ際高等学校ノ正科目以外ノ学科(仮令ハ随意科目)ヲ受験科目トシテ試験ヲ施行シ差支無之哉差懸リ承知致度儀有之候間折返シ御回報相成度此段及御照会候也

乙 号

本月十六日付庶第五四三号ヲ以テ入学選抜試験科目ニ関シ御照会ノ処右試験ニ高等学校ノ必修科目以外ニ随意科目ヲモ課スルコトハ随意科目タルノ性質上支障有之モノト被認ニ付御承知相成度回答ニ及フ(終)

(資料9)

〔出典：『文部省往復』昭和四年(専門学務局其他)(A168)、一の第四二二件。この資料には改丁の部分を示した〕

京大專六八号

昭和四年十一月七日

文部省専門学務局長 赤 間 信 義印  
東京帝国大学総長 小野塚喜平次殿

大学入学者選抜試験科目ニ関スル件

首題ノ件ニ関シ今般甲号ノ照会有之タルニ対シ乙号ノ通回答致シタルニ付御諒知相成度為念及通牒

(改丁)

本学医学部入学選抜試験外国語科目ニ就テ同学部教授会ニ於テハ明年

ヨリ英独仏語中ノ二ヶ国語ヲ課シタキ希望ヲ決議致候処右支障無之哉  
此段及御照会候也

(甲号)

(改丁)

医学部入学者選抜試験科目ニ関スル件

本年四月三十日付庶第六九号ヲ以テ御照会相成タル首題ノ件ニ関シテ  
ハ大正十四年十月二十四日付京大專一八〇号、大正十五年五月六日付  
京大專八五号及昭和二年六月二十七日付京大專九三号ヲ以テ申進メタ  
ル次第モ有之入学者選抜試験ニ外國語ニヶ国語ヲ課スルコトハ高等学  
校ニ於テ隨意科目タルノ性質上支障有之モノト被認ニ付御諒知相成度  
此段及回答

(乙号)

(資料10-1)

〔出典…『文部省往復』大正十二年(乙)(A147)、一四四丁〕

発專六号

大正十二年一月十一日

文部省専門学務局長松浦鎮次郎印

東京帝国大学総長古在由直殿

大学入学者選抜試験科目通知方并発表期日ノ件

高等学校卒業業者ノ大学入学者ニ関シ大学ニ於ケル選抜試験科目ヲ大学ヨリ  
高等学校ニ通知セラルル場合ニ於テハ前年同様本年モ学部長ヨリ高等学  
校長ニ宛極秘親展書ヲ以テ二月末日迄ニ到着スル様御配慮相煩度高等学  
校ニ於テハ其ノ科目ヲ三月三日ヲ期シ一斉ニ生徒ニ告知スヘキ筈ニ付御  
含置相成度

追テ学習院ニ対シテモ同様御取計相煩度

(資料10-2)

〔出典…『文部省往復』昭和三年(学校衛生課体育課専門学務局)(A164)、  
一四丁以下)〕

発專一三号

昭和三年一月二十八日

文部省専門学務局長 西山政猪印

東京帝国大学総長古在由直殿

大学入学者ニ関スル件

高等学校及学習院ノ卒業業者本年貴学入学者ニ関シ左記ノ件夫々御取計相成  
度右通牒ニ及フ

記

一、選抜試験科目通報方ノ件

入学者選抜試験科目ヲ高等学校及学習院ニ通報セラル、場合ハ学部長  
医科大学ハヨリ高等学校長及学習院長宛極秘親展書ヲ以テ二月末日迄  
ニ到着スル様發送セラレタシ

高等学校及学習院ニ於テハ三月三日ヲ期シ一斉ニ発表スル筈ナリ

二、入学許可者急報方ノ件

高等学校及学習院ニ於テハ出願者ノ入学許可ヲ早急ニ承知シ入学不許可  
者ニ対シテハ次回出願期限迄ニ更ニ他大学ニ出願ノ手続ヲ為サシムル必  
要アルヲ以テ入学許可スヘキ者決定次第高等学校及学習院ニ通報セラレ  
タシ

(資料11)

〔高等学校校長会議決議事項〕(大正十四年五月五日開会十五日閉会)の「協  
定事項」より抄録。出典…『文部省往復』大正十五年昭和元年(乙)(A  
156)、七一五丁以下)〕

〔略〕

四、東京帝国大学法学部及経済学部入学者選抜試験科目ヲ二三増加セラレタキ件

右ノ件ハ各高等学校長連名ニテ直接当該学部長ニ申込ムコト尚文部省ヨリモ交渉ヲ乞フコトニ協定ス

〔略〕

七、学年試験期日ニ関スル件

本学年ニ於ケル第三学年ノ学年試験終了ハ三月三日ヨリ早クセサルコト

〔資料12〕

〔出典〕『文部省往復』昭和三年（学校衛生課体育課専門学務局）（A 164）、四七六丁以下）

発專一二二号

昭和三年八月三十一日

文部省専門学務局長 西山政猪印

東京帝国大学総長事務代理 小野塚喜平次殿

翼ニ開催セラレタル高等学校長会議ニ於テ左記各項ノ決議有之タル処右ニ関シ可然御考慮相成度

追テ本件ニ関シ何分ノ御意見諒承致度此段御照会ニ及フ

記

一、文学部ノ哲学科、心理学科及教育学科ニ於テ入学ニ際シ高等学校理科卒業生ヲモ文科卒業生ト同様ナル取扱ヲセラレタキコト

一、法学部及経済学部ノ入学者選抜試験科目ヲ二、三増加セラレタキコト

一、入学者選抜試験期日及高等学校ヨリ大学ニ提出スヘキ志願者ノ成績

報告期日ヲ三月十五日以後トセラレタキコト

一、第二次試験ノ有無及第二次入学許可者ノ氏名ヲ夫々高等学校ニ通知セラレタキコト

一、明年三月三日ハ日曜日ナル為高等学校ニ於テハ三月二日（明年ニ限ル）大学ノ入学者選抜試験科目ヲ発表致スヘキニ付予メ御含ミ置キ願ヒタキコト

〔資料13〕

〔出典〕『文部省往復』大正十三年（甲）（A 149）、二の五〇丁）  
発專一五四号

大正十三年十二月十六日

文部省専門学務局長栗屋謙印

東京帝国大学総長古在由直殿

学生收容ニ関スル件

貴学ニ於テ従来学生收容ニ関シ其ノ入学者カ学部学科ニ收容スヘキ人員ニ満たサル場合ハ其ノ満員ニ至ル迄收容セラレタルコト、思料スルモ若シ缺員アル場合ニ於テ猶入学者募集ヲ為サ、リシ向アラハ将来ハ満員ニ至ル迄入学者募集ヲ為ス様何分ノ御考慮相成度依命此段通牒ニ及フ

（しよざわ じゅん 東京大学史料室）